

技術士法改正に関する衆参両院における審議議事録

赤字は、特に J A B E E と関連する部分 (大橋記)

147-衆-科学技術委員会-2号 平成12年03月14日

平成十二年三月十四日(火曜日)

午前九時十五分開議

出席委員

委員長 田端 正広君

理事 稲葉 大和君 理事 小野 晋也君

理事 河本 三郎君 理事 山口 俊一君

理事 辻 一彦君 理事 平野 博文君

理事 近江巳記夫君 理事 菅原喜重郎君

岩下 栄一君 江渡 聡徳君

越智 通雄君 木村 隆秀君

菅 義偉君 田村 憲久君

滝 実君 古屋 圭司君

三ッ林弥太郎君 望月 義夫君

川内 博史君 近藤 昭一君

松沢 成文君 吉田 治君

斉藤 鉄夫君 吉田 幸弘君

吉井 英勝君 辻元 清美君

中村喜四郎君

.....
国務大臣

(科学技術庁長官) 中曽根弘文君

科学技術政務次官 斉藤 鉄夫君

外務政務次官 山本 一太君

政府参考人

(科学技術庁科学技術政策
局長) 青江 茂君

政府参考人

(科学技術庁科学技術振興
局長) 越智 謙二君

政府参考人

(科学技術庁研究開発局長
) 池田 要君

政府参考人

(科学技術庁原子力局長) 興 直孝君

政府参考人

(科学技術庁原子力安全局
長) 間宮 馨君

政府参考人

(文部省学術国際局長) 工藤 智規君

政府参考人

(資源エネルギー庁長官官
房審議官) 藤富 正晴君

参考人

(原子力安全委員会委員長)

) 佐藤 一男君
参考人
(宇宙開発事業団副理事長
) 五代 富文君
参考人
(宇宙開発事業団理事) 斎藤 勝利君
参考人
(核燃料サイクル開発機構
理事) 藤本 昭穂君
科学技術委員会専門員 宮武 太郎君

委員の異動

二月二十五日

辞任 補欠選任
谷垣 禎一君 越智 通雄君

三月十四日

辞任 補欠選任
岩下 栄一君 滝 実君
岡部 英男君 菅 義偉君
木村 隆秀君 田村 憲久君
川内 博史君 松沢 成文君
中西 啓介君 吉田 幸弘君

同日

辞任 補欠選任
菅 義偉君 岡部 英男君
田村 憲久君 木村 隆秀君
滝 実君 岩下 栄一君
松沢 成文君 川内 博史君
吉田 幸弘君 中西 啓介君

三月十四日

技術士法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

二月二十九日

原子力政策を転換し脱原発を進めることに関する請願(保坂展人君紹介)(第二二二号)

脱原発への政策転換に関する請願(保坂展人君紹介)(第二二三号)

同(土井たか子君紹介)(第二九六号)

脱原発政策への転換に関する請願(辻元清美君紹介)(第二五三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

技術士法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

科学技術振興の基本施策に関する件

午前九時十五分開議

田端委員長 これより会議を開きます。

科学技術振興の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として科学技術庁科学技術政策局長青江茂君、科学技術庁科学技術振興局長越智謙二君、科学技術庁研究開発局長池田要君、科学技術庁原子力局長興直孝君、科学技術庁原子力安全局長間宮馨君、文部省学術国際局長工藤智規君及び資源エネルギー庁長官官房審議官藤富正晴君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

田端委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
引き続き、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として原子力安全委員会委員長佐藤一男君、宇宙開発事業団副理事長五代富文君、宇宙開発事業団理事斎藤勝利君及び核燃料サイクル開発機構理事藤本昭穂君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

田端委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

田端委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、技術士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。中曽根国務大臣。

技術士法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

中曽根国務大臣 技術士法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

近年、国際的な経済活動の活発化に伴い、技術者の国境を越えた活動を促進する必要性が増大しております。このような状況に対応するため、欧米先進国を中心に技術者資格を相互に承認する動きが具体化しているところですが、アジア太平洋経済協力においても、域内での技術者資格の相互承認に向けた基本的な枠組みが合意され、現在、詳細な検討が進められております。また、科学技術創造立国を目指す我が国としては、技術基盤の強化及び技術革新による国際競争力強化等を図るため、これを支える技術者の育成、確保が重要な課題となっております。

一方で、現代社会は技術に多くを依存し、技術が社会に及ぼす影響がますます大きくなっていることにかんがみ、技術に携わる者が公共の安全、環境の保全等の公益の確保を図るべきことが強く求められております。

本法律案は、技術者をめぐるこのような現状を踏まえ、高等の専門的応用能力をもって我が国の科学技術の向上等に資することが期待されている技術士の制度について、国際的な整合性の確保、良質の技術士の一層の育成等を図ることを目的として、外国との相互承認に備え、一定の外国の技術者資格を有する者を技術士として認めることとするとともに、試験制度の改善等を図り、さらに、技術士等が技術に携わる者として果たすべき責務について新たに規定するものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。

第一に、技術士制度について、外国との相互承認に対応するための規定の整備であります。

アジア太平洋経済協力域内における国際的な技術者資格の相互承認の枠組み等に対応するため、一定の外国の技術者資格を有する者を技術士として認めることができることとしております。

第二に、試験制度の改善等に関する規定の整備であります。

技術の高度化や総合化等に適切に対応できる技術士を確保するため、第一次試験において、新たに科学技術全般にわたる基礎的学識及び技術に携わる者として果たすべき公益に対する責務等に関する理解について確認するとともに、技術士を目指す者が必ずこうした基礎的学識等を習得しているよう、第二次試験の受験資格として、原則として第一次試験の受験を課すこととしております。

また、より多くの若手の優秀な人材が技術士を目指すよう、一定の大学等の課程を修了した者については、第一次試験の受験を免除し、技術士補となる資格を有するものとして扱うこととしております。

さらに、より多くの技術者が第二次試験の受験の機会を持つことができるよう、第二次試験の受験要件として、技術士補として技術士を一定期間補助した場合等に加えて、新たに、優秀な指導者による監督のもとで科学技術に関する専門的応用能力を必要とする業務に一定期間従事した場合を認めることとしております。

これらの措置に加え、試験制度の改善に向けた所要の規定を整備することとしております。

第三に、技術士等が技術に携わる者として果たすべき責務に関する規定等を新たに追加することとしております。

まず、技術士及び技術士補について、その業務を行うに当たって、公共の安全や環境の保全等の公益を害することのないよう努めるべき責務を規定することとしております。

また、技術士について、継続的にその知識及び技能の水準の向上を図るなど、技術士としての資質の向上に努めるべき責務を規定するとともに、関連する所要の規定を整備することとしております。

以上が本法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

田端委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十三分散会

147-衆-科学技術委員会-3号 平成12年03月29日

平成十二年三月二十九日（水曜日）

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 田端 正広君

理事 稲葉 大和君 理事 小野 晋也君

理事 河本 三郎君 理事 山口 俊一君

理事 辻 一彦君 理事 平野 博文君

理事 近江巴記夫君 理事 菅原喜重郎君

岩下 栄一君 江渡 聡徳君

越智 通雄君 岡部 英男君

木村 隆秀君 菅 義偉君

古屋 圭司君 三ッ林弥太郎君

望月 義夫君 川内 博史君

近藤 昭一君 藤村 修君

吉田 治君 斉藤 鉄夫君

中西 啓介君 吉井 英勝君

辻元 清美君 中村喜四郎君

.....
国務大臣

（科学技術庁長官） 中曽根弘文君

科学技術政務次官 斉藤 鉄夫君

政府参考人

（科学技術庁科学技術政策

局長） 青江 茂君

政府参考人

（科学技術庁科学技術振興

局長) 越智 謙二君
政府参考人
(科学技術庁原子力局長) 興 直孝君
政府参考人
(科学技術庁原子力安全局
長) 間宮 馨君
政府参考人
(文部省初等中等教育局長
) 御手洗 康君
政府参考人
(資源エネルギー庁長官) 河野 博文君

政府参考人
(建設大臣官房長) 小川 忠男君
政府参考人
(建設省住宅局長) 那珂 正君
科学技術委員会専門員 宮武 太郎君

委員の異動

三月二十九日

辞任	補欠選任
岡部 英男君	菅 義偉君
吉田 治君	藤村 修君

同日

辞任	補欠選任
菅 義偉君	岡部 英男君
藤村 修君	吉田 治君

三月十七日

脱原発への政策転換に関する請願(辻元清美君紹介)(第五六五号)

同月二十三日

脱原発への政策転換に関する請願(志位和夫君紹介)(第八二八号)

同(畠山健治郎君紹介)(第八二九号)

同(東中光雄君紹介)(第八三〇号)

同月二十九日

脱原発への政策転換に関する請願(濱田健一君紹介)(第九三九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

技術士法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

午前九時三十分開議

田端委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、技術士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として科学技術庁科学技術政策局長青江茂君、科学技術庁科学技術振興局長越智謙二君、科学技術庁原子力局長興直孝君、科学技術庁原子力安全局長間宮馨君、文

部省初等中等教育局長御手洗康君、資源エネルギー庁長官河野博文君、建設大臣官房長小川忠男君及び建設省住宅局長那珂正君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

田端委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

田端委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩下栄一君。

岩下委員 おはようございます。自由民主党の岩下栄一でございます。

技術士法改正案について、早速お尋ねをいたしたいと思えます。

創造的科学技术立国は、人材は多いけれども少資源の我が国が国際貢献を果たしながら国家としての繁栄あるいは国民生活の安定を維持発展させていく上で、至上命題であるわけでございます。歴史的に見て、国民性ともいえる勤勉さで、あるいは模倣、あるいは習熟、あるいは発展というサイクルを描きながら、科学技術の発展を見てまいりました。先人のたゆまぬ努力には敬服するばかりであります。

しかし、昨年来、本委員会でも何度も論議されてまいりました臨界事故、H2ロケットの失敗、新幹線のコンクリート壁の落下、地下鉄事故など、日本の技術は本当に信頼できるのかという疑問も提起されております。

技術は何よりも人であり、高い職業倫理を備え、自立した専門職としての技術者の育成が急がなければならないわけでありまして。そうしたときに、この技術士法の法改正が行われます。

改めて、この法改正の意義、目的、ねらいは何か、お尋ねをいたします。

中曽根国務大臣 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

今お話がありましたように、昨年の東海村ジェー・シー・オーの臨界事故、またロケットの打ち上げの失敗、あるいは鉄道トンネルのコンクリートの剥離、また地下鉄における脱線事故等、事故災害が連続しております。日本の技術基盤の信頼性が著しく低下をしておりますし、また、これらは国民の安全や安心の確保という観点からも大変にゆゆしき事態である、そういうふうには認識をいたしております。

当然のことながら、これらの事故等につきましては、まず原因の究明を徹底的に行い、それから、その結果を踏まえて再発防止に取り組まなければならないわけでありまして、それに加えて、国や地方公共団体、それから各事業者、あるいは労働者、国民一般のそれぞれにおいて、安全を最優先する気風あるいはまた気質を創造し、そして、社会全体で安全に対する意識やモラルを高めること、いわゆる安全文化、これを創造して社会に定着させることが非常に重要であると思っております。

今回のこの法改正は、このような状況の中で、技術者としてトップレベルの位置にある技術士について、高等の専門的能力にとどまらずに、高い職業倫理や継続的な自己研さんを求め、あわせて質の高い十分な数の技術者の育成確保を目指したものであります。

このような技術者の活躍を通じまして、技術及び技術者全体に対する国民の信頼の回復、また我が国全体の技術基盤の強化にこれらがつながることを期待しているところでございます。

岩下委員 ありがとうございます。

安全文化を担える職業倫理を高く持った技術者の育成を目的とするということでございます。よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、国際的な対応として、グローバルエンジニア、すなわち、一九九五年、APEC域内の技術者資格の共通化が進行する中で、我が国の技術者が不利益をこうむらないための国際的な整合性を考える上で、この法改正は時宜を得ていると思えます。また、日本の技術者は二百三十七万人、しかし技術士は四万人ということでございまして、アメリカのプロフェッショナルエンジニア四十一万人、イギリスのチャータードエンジニア二十万人に比べて少ない事実がございまして、こうした事実を踏まえて、数の上でも技術士をふやそうということは一つの時の流れであろう、このように思えます。

そこで、今後このAPEC技術者相互承認プロジェクトが進行していくわけでありましてけれども、

法改正後の見通し、我が国のこうした国際的な動きに対するスケジュールはどのようになっていくのか、お尋ねをいたします。

斉藤政務次官 岩下委員おっしゃいましたとおり、一九九五年、A P E Cにおきまして、域内で技術者資格相互の承認を行おうというプロジェクトがスタートをいたしました。その目的と今後のスケジュールはどうなっているのかという御質問でございますが、まず目的は、高度な専門知識を有した、また資格を持った技術者が相互に乗り入れることによって経済活動を活性化させよう、産業を活性化させようということが目的でございます。

一つには、我が国の技術者が海外においてその資格が認められて活躍する場がふえるということ、それからもう一つは、海外のそういう能力を持った技術者が日本において活躍することによって、異なった文化、感性、そして創造性等が、日本において異文化交流といいましょうか、そういう形で活用が可能となる、この二点かと思えます。

こうすることで、我が国の産業の活性化を図っていくということが目的でございます。

それから、今後のスケジュールですけれども、A P E C技術者資格相互承認プロジェクトがこの十月に検討を終了する段階に来ております。オーストラリア、カナダ等が積極的に取り組んでおりまして、これらの国々との二国間協定がこれから十月以降行われる、こういうスケジュールでございます。

岩下委員 ありがとうございます。

伺いますと、斉藤総括政務次官は工学博士であって、技術士であられ、プリンストン大学の客員研究員をなさっておられるというふうに伺っておりますけれども、この国際社会の中で、我が国の技術士が十分な国際的な働きを展開できるように、高い経験と御見識からいろいろ行政の中で御活躍いただきますように、質問の場をかりてお願いを申し上げます。

それから次に、技術士の試験制度の改善についてでございますけれども、第一次試験について、より多くの若手の優秀な人材が技術士を目指すように、科学技術庁長官あるいは文部大臣が指定した大学等の教育課程を修了した者は免除できるような措置をとられるようでありますけれども、具体的にどのような大学及び学部を考慮しておられるのか。もし仮に、すべての工学系学部の大学が対象となれば、法改正前と変わらないような気もいたします。そしてまた、どこがこれを認定するのか。それから、第一次試験を課すことによって、高校卒業者や指定されていない大学の卒業者の中で優秀な人材が技術士を目指せないではないか、このことが広い意味での日本の技術力低下につながるかという危惧がありますけれども、この点について、いかが思いますか。

斉藤政務次官 第一次試験を免除する大学の課程につきましては、文部科学大臣もしくは科学技術庁長官が指定をすることになっております。しかし、その指定は、日本技術者教育認定機構、J A B E Eと略して称されておりますけれども、この教育認定機構の認定を参考として、文部科学大臣が判断をするということになっております。

具体的には、第一次試験の合格と同等である、そういう課程の修了はどういうものかといいますと、科学技術全般にわたる基礎的学識、また技術士の義務等の規定の遵守に関する適性、これは倫理規定でございます。そして、技術士補となるのに必要な技術部門についての専門的学識、こういったメルクマールに照らして厳正に審査した上でなされるものでございまして、現時点でどれくらいの大学の技術系の課程が指定されるかについてはちょっと申し上げる段階ではございません。今後、検討してまいります。

なお、文部科学大臣が指定する課程は、第一次試験の合格との同等性について厳正な審査を受けたすぐれた課程でございまして、その修了者に対して第一次試験を免除することが第一次試験を受験しなければならぬ者との関係で不公平になることはない、このように考えております。

岩下委員 ありがとうございます。

今お話しございました中のJ A B E Eについてでありますけれども、現場を知らない技術者がふえているということが言われています。今回の法改正は、技術者の質の低下を招かないという命題がございますし、また技術者教育を継続していくということもその目的であろうかと思えます。

そこで、この具体的な方策についてお尋ねをいたします。また、日本技術者教育認定機構、今斉藤総括政務次官からお話があったJ A B E Eが昨年十一月に発足しておりますけれども、この新しい機

構の目的は何か。また、この試験を現在委託している日本技術士会との違いは主にどこなのか。それから、業務の委託を日本技術士会にできないのかという点がありますけれども、そうしたことを含めて、このJ A B E Eの位置づけについて改めてお尋ねをしたいと思います。

斉藤政務次官 お尋ねのJ A B E E、日本技術者教育認定機構でございますが、これは、今、技術者教育そのものを、また技術者教育の課程を国際的に相互に承認し合って、その課程を卒業した技術者については国際的にこれを認めていこう。そして、技術者の流動化といいたしめようか、優秀な技術者が全世界で活躍できるような、そういう流動化を図っていこうという大きな流れがございます。

そういう流れの中で、日本におきましても、日本工学教育協会の吉川会長を中心といたしまして技術者教育の国際相互承認問題について対応をしてきました。そして、昨年十一月に任意団体として設立されたのがこの日本技術者教育認定機構でございます。この機構によって認定されたプログラムの修了者が一定水準の技術的能力を持つ技術者である、そういう必要な教育を受けているということを品質保証するというものが目的でございます。

したがいまして、このJ A B E Eによって認定された課程を修了した者につきましては、基礎的な学力を有しているということで第一次試験を免除するという、これは先ほどの前問に対する答えになるわけでございますが、こういうふうにしたわけでございます。

これを技術士に係る事務を行っております日本技術士会で代行できないのか、こういう御質問でございますが、大学の課程を審査するという非常に高度な専門的知識や、大学の教育についての深い知識、素養が必要でございますので、J A B E Eのような専門学協会もしくはその連合組織が行う方が十分に機能するもの、このように期待をしております。

今回の法改正におきまして、より多くの若い優秀な技術者が技術士を目指すよう、J A B E Eによる技術者教育の評価認定結果を参考として、一定の基準を満たす大学等の課程を指定して第一次試験を免除することにしたわけでございます。これによって、先ほど申し上げましたが、より多くの若い優秀な技術者が技術士を目指すように目指したものでございます。

岩下委員 ありがとうございます。法改正と連動して、このJ A B E Eの機能を十分発揮されまことを期待いたしたいと思えます。

次に、職業倫理の問題でありますけれども、公共の安全、環境の保全などなど公益を害することのないようにというふうにならば、技術士が技術に携わる者として果たすべき責務に関する規定がこの法改正に盛り込まれているわけでありまして、当然のことだと思えます。

また、欧米では、大学との連携により、専門知識に加え、倫理面での教育について確認できる認定制度も導入されており、今お話があったJ A B E Eがそうした役割を果たす一面を持っているのかな、このように思うのであります。

最近のいろいろな風潮をかんがみながら、技術者の方々が自分たちの技術の影響と怖さを認識していただくことが非常に大事な局面が多くなったな、また技術の不完全さを十分わきまえた上で、国民の立場に立って、何が求められているかをいま一度考えていただくべきときが来ているな、このように思うんです。

そうした認識を持てる、そうした中で技術開発を行う技術者を育成することがこの職業倫理の教育であると考えますし、法改正がそうしたことの実効を見るように大変大きな期待を持つところでありますが、科学技術庁長官として、今後、こうした法改正を踏まえながら、行政運営の上にもどのような決意で臨まれていかれるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

中曽根国務大臣 お話のように、技術が社会に及ぼす影響というのは非常に高くなってきております。昨年の東海村の臨海事故にいたしましても、その背景には倫理というような問題もあるのではないかと考えているところでございますが、技術者は、みずからの専門とする分野の実務の担当能力を持つことは当然でありますけれども、企業活動等に取り組む前提といたしまして、社会や公益に対する責務を十分に認識をして、そして高い職業倫理を備えることが必要であると思っております。

すなわち、技術の利用に伴いまして一般社会などにどのような影響が生ずるか、そういう点をあらかじめ十分に把握するように努め、また適切な技術業務の遂行に努力することが重要であるわけでございます。

また、このような技術者の倫理というのは国際的にも今非常に求められているところでございます。

このため、今回の法律の改正におきましては、技術者資格の国際的な整合性の確保の観点をも踏まえ、技術士等の公益確保の責務を追加することとしたところであります。

この法改正によりまして、技術士試験や継続教育、そういう機会を利用して、技術者の職業倫理が一層徹底されるよう努めてまいり所存でございます。

岩下委員 ありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきますけれども、我が国の優秀な技術士が、我が国技術の発展の原動力となって、国際的にも活躍できるような条件整備としての今回の法改正が、この技術士制度を改善し、一人でも多くの若い人たちが技術士を目指して頑張るような、そういう展開になるように心から念願をして、質問を終わります。

田端委員長 近江日記夫君。

近江委員 それでは、きょうは非常に限られた時間でございます。斉藤総括政務次官にお伺いしたいと思えます。

斉藤総括政務次官は、衆議院ではただ一人、技術士をお持ちでございます。参議院では二人の先生がいらっしゃるということをお聞いておるわけでございます。

そこで、冒頭に、斉藤先生がその資格取得を目指された動機が一つ、それから受験時の感想、三番目には、取得されてからどういう利点があったか、その三点お伺いしたいと思えます。

斉藤政務次官 技術士を受験する動機でございますが、本当に正直にざっくばらんに申し上げまして、私が勤めておりました民間企業は技術系職員が同期で三百人、四百人いる、そういう企業でございました。芋の子を洗うような非常に厳しい競争社会であったわけでございますけれども、そういう中で技術者として生きていく上で、自分はこれだけの能力を持っているんだということを示す上でこの技術士資格というのは最適でございまして、そういう意味では、自分の能力を示したいという動機で技術士を受験いたしました。

試験を受けたときの感想でございますが、かなり予想問題集等が出回っておりまして、予想された問題が出たなという形で、運がよかったなというのが正直な感想でございます。

その後の利点ですが、直接的な利点は一切ございません。それで給料が上がるとか昇進が速くなるとか、そういうことは一切ないわけでございますが、やはり技術者の社会の中で、資格を持っているということで、私を認めていただきやすい環境の中で働けたということが利点かと思えます。

以上です。

近江委員 率直に政務次官の御感想をお聞きしまして、とにかく技術士というのは非常に難しい、一般にそういう見方というものが定着しております。平成十一年、第一次試験に合格した人が一六・六%、第二次試験で通った人が一五・六%、確かにこれは難関ですね。厳しい。それだけの厳しい試験をくぐり抜けて資格をお取りになった。斉藤さんも、利点につきましては、どちらかという、それだけのステータスといいますか、そういうものを身につけたということがあるわけでございます。

そこで、資格制度というのを考えてみますと、業務独占資格がある、あるいは名称独占資格ですね。技術士の場合は名称独占資格になっておるのですね。そこで、技術士の数というのもの、世界各国で比較してみますと、日本はまだ四万人程度でございますから非常に少ないわけですね。世間的にも必ずしもまだよく理解されていない面もあるんですね。

そういう点で、公的な、例えば政府の公共事業あるいは調達等、そういうところの一定規模以上については、技術士の活用といいますか、存分に働いていただける部署というものを、位置づけというものをしていく必要があるのではないかと思うんですね。今後、技術士のそういう活用のあり方についてはどのようにお考えでございますか。

斉藤政務次官 技術士の資格が広く活用されるためには、近江委員おっしゃったような公的な機関での活用が必要かと思えます。

現在では、例えば建設コンサルタントや地質調査業者の登録要件に技術士がされておりますほか、建設業法等の法律に基づくいろいろな資格の取得についても試験免除という特典が与えられており

ますが、非常に幅が今のところまだ狭いと言ってもいいかと思います。

今後とも、こうした資格が公的な場で使われるように、他省庁ともいろいろ協議をしながらその努力をしていきたい、このように決意しております。

近江委員 ぜひその点は、技術士というのが活躍していただく場は関係各省広がるわけですね。そういう点で、科学技術庁が中心となって関係各省と十分にひとつ検討されまして、存分に技術士の皆さんが活躍できる、また世間の皆さんもそれを十分に理解していく、そういう場というものをしっかり設けていただきたい。検討していただくとも今も御答弁があったので結構ですけども、重ねて要望しておきたいと思います。

今回の改正というものにつきましては、昭和五十八年に改正をして今回の改正ということになるわけでございます、一つは外国の技術者資格を有する者の技術士の認定問題、もう一つは技術士試験制度の改善、もう一つは技術士等の責任の追加、大きく分けて三つあるのじゃないか、このように思うんですね。

そこで、私は、技術士の認定につきまして、試験制度についてお伺いしたいと思いますけれども、その前に前提として、今回はA P E Cを中心といたしまして、相互協定に基づいて今後活躍の場をお互いに交流していく、こういうことになるわけでございますが、さらにA P E Cから広がり、国際化の中で欧米先進国とも技術者の交流が当然今後考えられるわけですね。

そうなった場合、技術者の数を見ますと、カナダでは十六万人、日本は四万人ですよ。カナダもA P E Cに入っているわけですね。米国におきましては約四十一万人、イギリスが二十万人、フランスが三十二万人、ドイツが八十万。欧米諸国においてはこういう数字なんです。余りにも少ないですね。ですから、そういうようなところについて、これを一体どう考えるかという問題があるのです。

そこで、試験制度でいきますと、今回の試験制度の改正という中で、今までは一次試験に合格して技術士補になる。そして、それから第二次試験に臨むわけですが、七年間の実務経験に基づきまして第二次試験を受ける、これがなくなるわけですね、今回の改正で。

そうしますと、七年間の実務経験をもとに受験した人の数が今まで多かったのですが、むしろすそ野を狭くすることになるのじゃないかと私は思うのですけれども、これにつきましてはどうですか。

斉藤政務次官 七年間の実務経験を経て第二次試験を受けるというコースは今回なくなっておりません。第一次試験を受けて、その第一次試験も、先ほどありました、文部科学大臣が認定した課程を修了した者は第一次試験を免除されるわけでございますが、基本的には、第一次試験を受けて、その後七年間の実務経験を経て第二次試験を受けるというコースは新しい法改正におきましても残されておりますので、決して狭めることにはならない、このように考えております。

近江委員 要するに、今回の改正というのは、第一次試験を全部受けるのですよ。今まではそうではない、取得希望者で七年以上の経験があれば第二次試験はそのまま受けられたのですよ。そこが違うのですよ。

斉藤政務次官 今回、第一次試験を基本的に全員が受けるということにした第一の理由は、基礎的な幅広い学識を有していることということが国際相互承認の上でぜひ必要であったこと、また倫理規定につきましても、国際相互承認の中で必要な項目として挙がってまいりました。そういうものをきちっとそのシステムの中に組み入れるために第一次試験を義務づけたものでございます。

ただし、先ほど申し上げました、大臣が認可した課程を修了した者、これは具体的にはまだどういう課程が指定されるのかわかりませんが、基礎学力また技術者としての倫理、そういうものが教育課程の中で盛り込まれているということで、これを外すということにしたものでございます。

ですから、御質問に対するお答えは、国際相互承認の上で必要になった、そのことによって今回第一次試験を原則義務づけたということでございます。

近江委員 それで、第一次試験の受験の中で共通の免除がありますね。例えば四年制大学の工学部を出ている人だとか、それはよくわかっておりますとおり、表記されておりますが、私が申し上げたいのは、専門高校あるいは専修学校、こういうところで学んだ人たちにもすごい優秀な人がいる。

今、例えば技術士の中でも、技能という点においてはよくわかっていない人もたくさんいらっしゃる

る、現場も。それはいろいろな課程があるでしょう。そういう中で、専門高校あるいは専修高校を出てきた人というのは技能もしっかりわかっておるし、コンサルタント、技術士を持ってやっておる人もたくさん知っていますけれども、大変評価が高いのですね。そういう点で、それじゃ専門高校なり専修学校を出てくる人たちが第一次試験でどれだけ免除を受けることができるか。

そうしますと、専門高校には農業、工業、商業、水産、家庭、看護とございますね。その中で、専門高校の生徒が取得できる国家資格というのは四十一種類ある、総括政務次官は御承知だと思います。その中で、第一次試験において免除される国家資格というものは、専門高校で、四十一ある中で三つしか適用されていない。専修学校で取得して免除される項目というのは十七項目ある。これは国家試験ですから、専門高校を出て、また在学中にも通っているのですけれども、非常に優秀な人たちがいる。こういう人たちが、四十一種目もあってたった三種目しか免除されていない。

これにつきましては、関係各省にまたがっていますけれども、これは十分政府全体として検討されて、この適用というもののあり方について、さらにこれを充足されて、専門高校、専修学校を出られ資格を持っておられる方々につきまして、そういう特典を持っていただいて第二次試験に臨んでいく、こういうことは非常に大事だと私は思うのです。

それにつきまして、政府全体としてどういう取り組みをされるか、お伺いしたいと思います。

齊藤政務次官 近江委員が、日本の技術立国を立て直すための一番大きなポイントとして工業高等専門学校、工業高校の教育の充実にあるということで大変な御努力をされていることに対して、科学技術庁としても心から敬意を表しているところでございます。

この技術士の第一次試験の免除、特に基礎的な素養のところの免除につきまして、その免除になるものが工業高校また工業高等専門学校卒業生について非常に少ないのではないかという御指摘でございます。そういう工業高校また工業高等専門学校の卒業生が技術士を目指して努力をしていただるように、今後とも関係各省庁とも連携をとりまして、どういう方策が可能か検討させていただきたいと思っています。

近江委員 あと余り時間がございませんが、国際的なそういう相互承認に向けまして、今諸外国との協議を進めておられると思いますが、どういう状況になっておるか、簡潔にお答えいただきたいと思っております。

齊藤政務次官 A P E C 技術者資格相互承認プロジェクトがずっと進んできておりまして、この十月に枠組みの検討が終了する予定でございます。この終了後、個々の国との二国間協定、政府間協定に入っていく予定でございます。

まず A P E C の中、七カ国と済ませ、その後 A P E C 全域、そしてヨーロッパ諸国とも相互承認の二国間協定を結んで、我が国の技術者が海外で幅広く活躍できる環境を整備していきたい、このように考えております。

近江委員 それでは、時間でございますのでこれで終わりたいと思っております。よろしくお伺いしたいと思います。

田端委員長 菅原喜重郎君。

菅原委員 まず最初に、資源の少ない我が国が、来るべき二十一世紀に向け活力ある国家として発展していくためには、科学技術創造立国の実現を図っていくことが不可欠であります。科学技術創造立国とは、科学技術を生かし、国民が安心、安全で快適な生活ができる国づくりであります。さらに、グローバル化への潮流に合わせて技術士法の一部を改正して、技術士資格の主要な要件について国際的な整合性を確保する国際相互承認への対応がなされること、技術革新による産業フロンティアの創出と産業の国際競争力強化の観点から、質が高く、かつ十分な数の技術者の育成確保が目指されること、これらは時宜にかなったものとして評価できます。

それはそれで、近時、ウラン加工工場の臨界事故を初めとして、H2 ロケットの打ち上げ失敗、トンネルの崩壊事故、さらに最近では地下鉄の脱線事故など、我が国が二十一世紀に向けて科学技術立国を実現していくには心もとない事故が多数発生し、国民の科学技術に対する信頼も急速に失われて

おります。我が国の科学技術をめぐる情勢はまさに危機的な状況にあると言わざるを得ません。

このように失われている科学技術に対する国民の信頼を回復するためには、これらの事故がなぜ生じたかを究明することも重要であります。もちろん、個々のトラブルの要因については特有の事情があったわけで、個別に原因究明が進められるべきものであります。しかし、ここで私が一つ考えるに、技術者のモラルの欠如が共通的な背景として挙げられるのではないかと考えます。

今回の改正の基本的考え方の中に、技術者が高い職業倫理を備えることが重要であるとして、職業倫理の明示がなされました。これは、我が国の科学技術に対する信頼を揺るがす事故が近年多発している共通の背景として、技術者のモラルの欠如が挙げられると考えられるからであろうと思います。そこで、モラルの欠如ということについて、最初にまず大臣の見解をお伺いしておきたいと思っております。

斉藤政務次官 技術者のモラルの欠如、これが顕著ではないか、こういう菅原委員の御指摘でございました。これに対してどういうふうに対処していくのか。

私は、確かにウラン加工施設の臨界事故、ロケットの打ち上げ失敗、鉄道、トンネルの相次ぐコンクリート剥落等、技術者の士気、モラルが低下している一つのあらわれ、氷山の一角だと思います。私は、大きく分けて、私自身も民間の技術者として働いておりまして感じますのは、一つは、自分がやっている仕事は社会の中でどの程度の位置づけにあるのかだんだん見失ってくる、自分のやっていることが非常に社会的に大きな影響を及ぼすのだという視点がだんだんなくなってきつつあることが一つ。それからもう一つは、何といたしまして、組織の中で働いている技術者がほとんどでございまして、その組織の利益を優先する、社会の利益よりも組織の利益を優先する、こういうふうにもだんだんなくなっていってしまう。この二点が技術者モラルの欠如の大きな点ではないかと思っております。

そういう意味で、今回技術士法の改正におきましては、自分がやっていることの社会的な意味、失敗すれば非常に大きな、たくさんの人に迷惑をかけ、国民の皆さんを不安に陥れるということを知り、そして、ある意味で会社の利益よりも社会の利益、こういう姿勢で仕事をしてもらう、そういう文化をこれから作り上げていかなくてはならない。今、日本の技術者の社会に一番欠けているのはその点ではないか。そういう文化を作り上げていく必要があるのではないかとということで、今回の法改正をお願いしているわけでございます。どうかよろしく願いいたします。

菅原委員 全く、国民の科学技術に対する信頼を回復するためには、個々の技術者のモラルの向上が必要不可欠であります。

諸外国に目を向けますと、技術者の倫理が非常に重視されております。例えばアメリカにおいては、プロフェッショナルエンジニアという資格を有している技術者が約四十一万もおります。企業等に於いて活躍しているわけですが、彼らは厳格な倫理規定に基づき、業務を遂行する技術者として高い社会的評価を得ていると聞いております。このようなことから、諸外国において技術者の倫理をどのように担保しているのか、またしていると思うのか、政府の見解をお聞きしたいと思います。

斉藤政務次官 諸外国における技術者倫理の担保の仕方ということでございますが、これは国によってさまざまでございますけれども、少なくとも日本の技術士に相当する資格を持っている、そういう国におきましては、法令等に基づいて倫理に関する規定が設けられております。

例えば、アメリカですと、これは州ごとにつくられているわけでございますが、例えばテキサス州ですと、技術者はその職務を遂行するに当たっては、公衆の健康、安全、財産、福祉を保護することをゆだねられているものとする。また、先ほど菅原委員がおっしゃいました全米プロフェッショナルエンジニア協会の倫理規定におきましては、技術者は、公衆の安全、健康及び福利を最優先する。オーストラリアのエンジニア協会の倫理規定では、メンバーは常に、一部の、または私的な、またはほかのメンバーに対する責任の前に、公共の福祉、健康、そして安全に責任を置くべきである。こういうふうな形で、各国とも倫理規定が設けられているところでございます。

いずれの場合におきましても、技術者資格を用いて業務を行うに当たり、その前提として、公共の安全、健康等の公益確保の責務について規定されております。

菅原委員 時間もなくなってきております。

そこで、最近の技術に関係する事故等を踏まえると、我が国の技術者はこうした職業倫理を十分に

重視していないのではないかと思います。例えばウラン加工工場の臨界事故についても、現場の技術者あるいはその技術者を監督する立場にいる者が公共の安全確保に対する自覚を持って業務を行ってれば、当然以上に防げた事故であります。したがって、技術に携わる者として果たすべき職務というものを、我が国の技術者が自覚することが必要であります。

今回の技術士法改正について、技術士の倫理についていかなる処置を講じようとしているのか、お伺いします。

斉藤政務次官 今回の法改正におきましては、先ほど菅原委員御指摘の点を踏まえまして、二点ございますけれども、まず第一点は、技術士が公共の安全や環境の保全等の公益を害さないように努めなければならないという責務を法律上明記いたしました。

それから、第一次試験においても、職業倫理に係る適性を確認することとしております。また、最終的にはかなり厳しい面接試験がございますが、そこにおいても職業倫理という面からのチェックが入ることになっております。

こういう形で、これまでになかった技術士の倫理ということについてきちっと規定をしているところでございます。

菅原委員 今お聞きしまして、今回の改正において技術士の倫理についての手当てがなされていることがわかりました。

ところで、技術士となるためには大変難関な試験にパスしなければならないわけですが、近年の技術が急速に進歩している中で、試験に合格した時点においては高度な専門的な知識や技能を有していた者であっても、試験に合格してから何年もたった後に引き続きすぐれた技術力を有しているとは限りません。もちろん、中には技術の進歩にキャッチアップすべく日々努力されている技術士もいることと思いますが、依然として一昔前の知識や技能に頼って業務を遂行している技術士も多いのではないかと推測されます。

技術士が産業界において積極的に活用されるためには、技術士資格を取得した後においても、技術士は継続的に自己研さんに励み資質の向上を図るよう担保することが重要であると思っておりますので、今回の法改正において、技術士の継続的な自己研さんをどのように担保しておられるか、お伺いします。

斉藤政務次官 今回の法改正におきまして、二点ございます。

一つは、技術士としての資質向上、研さんの責務を法律上明記いたしました。そして、それを実効あらしめるために、日本技術士会におきまして技術士の資質向上のための研修を行う、そういうことができるような法改正になっております。

菅原委員 次に、技術士が継続的な自己研さんにより資質を高め、高い技術的能力を有していることについて対外的に示すことも必要と考えます。こういう観点から、技術士の研さんの実績を対外的に示すための方策については、どのように考え、対処しようとしておられますか。

斉藤政務次官 外から見て、その技術士がどのように自己研さんしているか、継続教育に努力をしているか見えるような形にするというのは、非常に重要な御指摘だと思います。

先ほど日本技術士会の話をさせていただきましたけれども、例えば、この日本技術士会等におきまして、技術士が、自分はこの研修を受けた、こういう形であるプログラムを修了してこの知識を得たというふうなことを登録して、その状況が第三者から明確にわかるようなシステムを構築したらどうかということで、その検討を今日本技術士会を中心に進めているところでございます。

こういう方法を実施していくことによりまして、継続教育の実績を登録することの意義に関する社会的認識が深まって、また、そういう形で自己研さんの努力が形になれば、登録を行う技術者もふえていくのではないかと考えております。菅原委員御指摘の点、非常に重要な点でございますので、実効あるように今後努力をしてみたいです。

菅原委員 今回の法改正で、技術士に対して倫理や継続教育を義務づけることにより、我が国の技術に対する信頼の回復に向けた措置が講じられることがわかりました。

しかしながら、それにも増して重要なことは、技術士の制度を改善するとともに、技術士資格を国

民や技術者の方々に対してPRし、産業界においても技術士資格が広く活用されるということが大切であります。

率直に言って、現在、技術士資格に対する国民の認知度が低いことは、私は認めざるを得ないと思っております。そこで、科学技術庁として、技術士制度の普及に向けいかなる処置を講じてきたのか、また今後講じていくつもりか、お伺いします。

斉藤政務次官 おっしゃるとおり、この技術士制度、ほとんど国民の皆様の中に認知されていない、知られていないということは、残念ながら事実でございます。技術者の倫理を向上し科学技術創造立国を本当につくっていくためにも、この技術士制度の拡充そして社会での認知を進めていかなければならない、このように考えております。

そういう意味で、技術士制度の魅力を増大させる、そのことによってたくさんの技術者が技術士を目指す、そういうことを目的といたしました今回の法改正でございます。技術士を持てば全世界で、アメリカのプロフェッショナルエンジニアやイギリスのチャータードエンジニアと同じような資格で活躍できるというのも、その魅力を増大させる大きな要因だと思っております。

また、産業界で使ってもらうためにも、例えば経団連等にも我々この技術士の普及についてお願いをしているところでございます。経団連からも、国際的に通用する資格制度の確立というのが今後非常に重要なので、経団連としても努力をしていきたいというコメントをいただいているところでございまして、こういういろいろな産業団体とも連携をとりながら、技術士の普及に努めてまいります。

菅原委員 この技術士制度が広く産業界に普及すれば、我が国の技術水準の維持向上に大きく貢献し、ひいては二十一世紀に向け我が国が科学技術創造立国を実現することにつながることを考えると考えます。そのためには、今回の法改正を踏まえた上で制度をより一層普及させることが大変重要になってきます。

さらに、反倫理、反モラルの行為には刑法での十分な対応もできるように、法務省と緊密な連携も要望したいわけでございます。やはり、この点では、過般の東海村の事故につきましても、日本の刑法での対応の法整備が不十分であったことがはっきりしておりますので、こういうことを要望しながら、これらを踏まえ、今後科学技術庁として技術士資格の活用を一層進めることを強く求め、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

田端委員長 午前十一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時二十九分休憩

午前十一時開議

田端委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。川内博史君。

川内委員 大臣、参議院の本会議に引き続いての御出座をいただきまして、ありがとうございます。

民主党の川内でございます。きょうは、技術士法の一部改正に関する法律案、大体この技術士法、技術士と言にくいところがまず第一に問題じゃないかというふうに御指摘を申し上げておきたい。言にくい言葉というのは大体皆さんいいように言わないものでございまして、言いやすい言葉に改めることがどんなに大事なことかということをもまず申し上げておきたいと思うわけでございます。その技術士法の一部改正に関する法律案というものに関して一時間十分もお時間をちょうだいいたしましたので、じっくりと質問をさせていただきます。中曽根大臣、そして斉藤総括政務次官、よろしくお願いを申し上げます。

まず、今回のこの法案は、我が国の科学技術に従事する技術士の育成に関する法案ということでございますが、昨年九月、東海村で起こりました臨界事故、そしてまたつい最近、営団地下鉄日比谷線で五名の方がお亡くなりになるという大変痛ましい地下鉄の事故、またあるいは各地で相次いでおりますトンネルの崩落事故、国民の皆様方が日本の科学技術に対して抱いていた信頼感というものが大きく揺らぎつつある現状の中で、これを何とかしなければいけないということで、今般この法案の提出というものがなされたのであろうと思ひますし、また、この法律の改正によって、日本の科学技術

というものが、国民の皆様に対しても、また世界に対してもしっかりと信頼を回復していくということが望まれるわけでございます。

ことしの二月一日の日経産業新聞に、科学技術庁さんが設置をいたしました技術者資格問題連絡懇談会の座長をお務めになられた内田さんという方のインタビューの記事が出ておりまして、その中にこういうコメントがございます。「技術士という資格は国務大臣が認定する国家資格。これに対し、博士号は各大学が認定する。にもかかわらず技術士の認知度は博士号に及ばないし、社会的な評価も受けていない。制度改革により技術士という資格が、医師や弁護士、公認会計士と並ぶという位置付けを明確にしたい」というふうに、この懇談会の座長をお務めになられた内田さんという方が新聞のインタビューに答えていらっしゃるわけでございます。

そこで、中曽根大臣にまずお伺いをいたします。

私も実は、大変言いにくい技術士というこの資格に関して、恥ずかしながら今回初めてお聞きをしたわけでございまして、恐らくここにおられる科学技術委員の方の中にも、聞いたことはあるが一体何なのかというような、実態というものをわかりになっていらっしゃる委員も私と同様にいらっしゃると思うんですね。懇談会の座長をお務めになっている方ですら、世間から全く認知を受けていないというふうにおっしゃるぐらいですから、本当に、この技術士という資格が全く世間に認知をされていないというのは紛れもない事実であろうと思います。

四十年前にこの技術士法という法律ができて、既に相当な期間が経過しているにもかかわらず、そしてまた大変に難しい試験である、あるいは合格するには長い年月を必要とするというふうにも聞いておりますが、なぜ認知をされてこなかったのか。そしてまた、今回、科学技術庁さんがお出しになられた、大臣がお出しになられたこの法律案によって技術士という資格が認知をされるようになるのか、されると思っていらっしゃるのかということをまず冒頭にお伺いをさせていただきたいと思えます。

中曽根国務大臣 技術士制度につきましては、今委員からもお話ありましたように、昭和三十二年にこの制度ができて法案が成立したわけで、四十年の歴史があるわけでありまして、お話のとおり、なかなか世間一般ではこの制度の存在さえ知られていない場合があるというような状況でございます。この間、いろいろな普及広報活動も行ってきたわけでありまして、また、建設等の部門では広く活用されているようでございますが、その他の部門ではなかなか知られていないというのが現状でございます。

御案内のとおり、お隣に座っておられる斉藤総括政務次官は応用理学の方の技術士で、私、調べましたら、科学技術庁では、斉藤総括政務次官、それから研究所の方に一名いるという、合計二名でございます。もっとも、当庁の方は政策の企画立案や開発研究部門が多いわけで、そういう事情もあるわけでありまして、なかなか技術士の制度というものについて国民の皆さんは特に御存じないわけがあります。

しかし、お話ありましたように、いろいろな事故等もありましたけれども、質の高い技術者を育成して、そして日本の技術基盤を強化するということが大変重要であります。そういう観点から、この技術士制度の普及、拡大に向けた取り組みがぜひ必要だ、そういうふうにも思っております。

最近の経済活動が非常にグローバル化してまいりまして、また、国際化しているわけでありまして、日本の産業競争力を強化する観点からは、国際的に通用する技術者、こういう人たちの養成というものが重要でありますし、また、この資格制度の確立が重要なわけでございます。

科学技術庁といたしましては、この技術士資格の国際的な通用を確保することを目的といたしました今回の改正というものを契機といたしまして、関係の省庁また産業界とも協力いたしまして、産業界におきましては、経団連において去る三月十四日に技術士法の一部改正に関するコメントというものが出されているわけでありまして、非常に期待もされておりますし、評価もされているわけでございまして、こういう改正を機会に、我が国の技術活動が、さらに技術士制度が充実するように、また一層活用されるように私たちとしては努めていきたい、そういうふうにも思っております。

川内委員 今大臣から、国際的に通用する技術者の資格の創設というか、そういう資格になることを通じて、技術士という資格が世間一般にもっと認知をされるようにしていきたいという御答弁をいただいたわけでございますけれども、国内で認知されていない資格が、法律を改正して国際的にも通用する資格にしましたよということで、ではその認知度が上がるのかということ、私は若干疑問を持っ

ております。今回のこの法案の改正の中心は技術士試験の改善というものも含まれているわけですが、試験を改善すれば科学技術のレベルが向上する、あるいは職業倫理が向上するというふうには大臣はお考えになっていらっしゃるのか。

そもそも、優秀な技術者が試験によって発掘をされるということはないのではないかと私は思っているんですが、中曽根大臣は文部大臣も兼務をされていらっしゃいますから、例えば大学入試の制度を変えれば質の高い学生がたくさんできるとも限らないでしょうし、今回のこの制度改正に関しては、技術士審議会では、技術士のレベルが下がってしまうのではないかとというような御意見も出ているようでございます。

今回のこの法案の改正の目的、国際的に通用する資格にする、あるいは技術者のレベルを上げる、職業倫理を向上させるというようなこの法案の目的自体がそもそも達成できるのかということに関して、もう一度ちょっと御決意というようなものをお聞かせいただければというふうに思います。

中曽根国務大臣　　こういう制度、法改正を行うわけでありまして、先ほどから委員からも御指摘ありますような日本の今の技術レベルといいますか、いろいろ信頼も低下をしている、物づくりに対する心配もまたあるわけでございます。今回、さらに技術士制度というものを充実させて、今後の日本の技術力の向上に努めたいということでもございますが、私どもといたしましては、やはり国民の皆さん方にも大いにこの制度を知ってもらおう努力をする必要があるかと思っておりますし、またさっきも申し上げましたけれども、産業界においてもこの制度を十分に認知してもらって、そしてこの制度がより有効に活用されるように産業界あるいは行政全般で努力をしていかなきゃならないと思っています。

そういう積み重ねによりまして、また、A P E Cを中心に今いろいろ議論もあるわけでありまして、国際的な面での技術士の役割というものも確立することによってさらにこの制度が充実し、また技術の向上にもつながる、そういうふうにも思っております。

それで、今、海外との技術提携とかプラント輸出とか随分ふえているわけでありまして、そういうような契約締結の際、文書への署名などにおきましては、やはり技術士の資格を持った方が署名という意味では必要とされることが大変多くなっておるわけでございます。

また、雇用体制も変化しているわけございまして、技術者の流動化も進展しているわけでありまして、非常に技術者をめぐる環境というものが大きく変わってきております。こういう中で、個々の技術者の大変高度な専門的能力あるいは職業倫理というものを保証する資格でありますこの技術士資格というものは、ますます私は重要になってくると思っております。

それから、我が国が科学技術創造立国を目指すためにも、技術士資格を有する技術者の数をふやしていくということがまた大切である、そういうふうにも思っております。

このため、質の高い技術者の育成確保に向けまして、技術者教育の段階から技術士資格の付与、また継続教育までの生涯にわたり、一貫した整合性のあるシステムを構築することが重要である。そういうふうな認識のもとに、この技術士資格を国際的に通用する資格とするとともに、試験制度の改善によりまして、より多くの技術者、学生が技術士を目指すように措置しているものであります。

試験制度を変えたからといって、これがいきなりふえるとか認知されるとか、あるいは充実するということではありませんが、こういう積み重ねによりまして多くの方に知ってもらい、多くの方に受験してもらって誕生してもらえればというふうにも思っているところでございます。

それから、技術士のレベルが下がるのではないかとというようなお話も今ございましたけれども、これによって、現在余り活用の進んでいない部門を中心に、全部門にわたって資格取得志望者数が拡大してくるのではないかと、そういうふうにも期待をしているわけでありまして、そういうことから、技術士の質を維持しながら数を増大することができるものと考えていまして、この法律の改正により、技術士として必要な知識や技能のレベルを下げることはないと思っております。

川内委員　　技術士をめぐる環境というのはだんだんよくなってきている、さらに優秀な人材に技術士という資格を取っていただくためにこのような改正をしていくんだということでございますが、先ほども申し上げたように、まず世間の人々に広く、技術士というのは大変な高い専門性を有し、プロとしての立派な仕事をされる方々だという認識を持っていただくためには、この技術士という名前をまずとにかく何か考えた方がいいというふうにも強く申し上げておきたいと思うのです。

やはり人間というのは非常に単純なものですから、言いやすい言葉とか響きで格好いいなとか、あるいはいいなという言葉に関してはどんどん口にしやすく、それが人々に伝わっていけば、技術士の皆さん方ももっともっと誇りが持てるようになるのではないかというふうに思うので、これは冗談ではないのですよ。絶対そのようにされた方が、技術士を取り巻く環境、そしてまた技術士の皆さんの明るい未来が待っているというふうに私は申し上げておきたい。名前を変えなければ、幾ら法律を改正しても、恐らくだめですよ。私は、これは断言しておきます。

いや、川内はそう言うかもしれぬが、技術士という名前を変えなくても、国際的に通用する資格にして、そしてまた試験も変えれば、これは立派な資格になっていくんだと大臣があくまでも言い張られるのであれば、そこでお尋ねをいたします。

それほど技術士という資格が立派な資格であるならば、科学技術庁さんの中に、斉藤総括政務次官は、もともとは政治家でいらっしゃるから、お役人ではないわけですから、技術士の資格をたまたま持って科学技術庁に政務次官としていらっしゃるというだけの話で、科学技術庁という言い方も言いにくいです。名前を考えた方がいいと思いますが、科学技術庁の中のお役人に一人しか技術士の資格を持った人がいらっしゃらないというのも、これは科学技術庁自体が技術士の資格を今まで非常に軽視していたことのおかげではないかというふうに思うわけでございます。

他の省庁等では、技術士の資格を持った方というのはいらっしゃるのでしょうか。科学技術庁については、プロパーでは一人いるということをお聞きしましたが、他の省庁の現状についても若干教えていただければというふうに思うわけでございます。

越智政府参考人 まず科学技術庁は、斉藤総括政務次官のほかの一名は、航空宇宙技術研究所に一名おります。

また、他省庁につきまして、主な省庁について調べましたところ、建設省で百九十八名、農林水産省で三十四名、運輸省で九名の方がそれぞれ技術士として登録されております。

川内委員 今御報告のございました建設省や運輸省等については、実際に現場で仕事を仕切っている方々がいらっしゃいますから、それだけの人数いらっしゃるということになるのかもしれませんが、しかし、科学技術庁は政策の企画立案だけだから、技術士の資格を持った人がいなくても、もちろん日常の業務については問題ないのかもしれませんが、技術士の資格を推進していこうとするお立場の科学技術庁さんが一人しかいないというのは大変に寂しい話でございます。

そこで、斉藤総括政務次官にお尋ねを申し上げますが、技術士の資格をどのような動機でお取りになったのか。技術士の資格を持っていることで、持っていてよかった、得したなということが今までの人生の中でおありになられたかどうかということをお報告いただきたいというふうに思います。

斉藤政務次官 技術士を受験しようと思った動機でございますが、私、民間の会社で技術職として働いておりました。その会社は、同期に技術系職員が三百人、四百人いる、そういう技術系の職場としては非常に競争の激しいところでございました。そういう競争に勝ち抜いていくためには、会社の中で認められることがまず第一でございますが、そのためには、外から見て、だれから見ても、技術者としてあいつは能力がある、こう認めてもらう資格を持つのが一番早道だということで、技術士を取ろうということで努力をいたしました。

利益を得たことがあるかということでございますが、直接的な利益は、これは全くありません。給料が上がったとか、昇進が早くなったとか、そういうことは一切なかったわけでございますが、技術者としてこの試験を受かったのだという自信といいましょうか、そういうものは私の内部にありまして、そういう自信というのは、長い期間、技術者として働いていく上でやはり大きな利益をもたらしてくれたのではないかと感じております。

本当によかったと感激するようなことは一回もございませんでした。

川内委員 今斉藤総括政務次官から御答弁がございましたように、たくさん技術者がいる中で、自分はきちんとした資格を持った技術者であるというプライドの部分については、ないよりはあった方がいい、よかったけれども、直接的には、仕事の部分でも、あるいはお給料の面でも、昇進の面でも、それほどメリットはなかったような気がするというお話がございました。

こういう難しい試験にチャレンジする、そして資格を取得するというのは、人間というのはどうしても、せっかく何か資格を取ったならば、それで何かメリットがなければ動かない部分というのも非常に大きいんじゃないかというふうに思うわけでございます。

科学技術庁さんは、技術士の資格というものをこれから世間にどんどん広めていこう、国際的にも通用する資格にしていこうということで頑張っているわけですから、大臣、まず隗より始めよじゃないですけども、技術士の資格を持つことによってさまざまな点で有利なんだ、技術士の資格というのは、高い志を持った、職業倫理を持った、そして非常に高度な技能を持った技術者が取得をできる資格である、こういう技術者は仕事の面でも大変に優遇をされるのだということを、ぜひまず世間に科学技術庁が率先垂範してお示しになる。例えば、先ほど科学技術庁は中に一人しか技術士がいないということでしたが、まず科学技術庁の中にいらっしゃる技官の方は、技術士の資格をそれぞれの専門分野においてぜひ取得をしていただく。そして、怠けて取得をしない技官は出世できない、残念だけれども。

せっかく科学技術庁がこれから、四十年間塩漬けになっていた資格を世に出してやっていこうというときに、まず職員、役職員がしっかり技術士の資格を取得してやっていくということが、これは何よりも世間に対する大きなアピールになると思うのです。科学技術庁の中にいる技官の方たちが、よし、おれも技術士取るぞ、技術士取るぞ取るぞと、技術士を繰り返して言っていると、言いにくいなということに気づくのですよ。そこがまず大事なことなんですね。大臣、いかがでしょうか。

中曽根国務大臣 斉藤総括政務次官みずからの技術士取得の経緯とか、会社におけるこれをお取りになった後のいろいろな面についてのお話がありました。私が伺いましたところでは、斉藤総括政務次官は月の表面におけるエネルギー関係の施設の建設の設計の仕事をされておられたということもちょっと伺ったのですけれども、大変高度な技術をお持ちということでございますが、そういうことも余り皆さん御存じないと思います。

技術士の資格を取るということは、先ほどからお話がありますように、技術者としての一流な、人物的にも技術的にもそういうものを有しているということを証明するものでありまして、今後、まず大いにこの制度をPRしていきたい。名前が確かに言いにくうございますけれども、この制度をPRしていきたい。

そして、科学技術庁におきまして、今一名ということでございますけれども、庁内でも知っている人も知らない人もいるのではないかと思いますし、まず隗より始めよというお言葉がありましたけれども、これを契機にまた庁内でもPRに努め、また今後の選考、採用等においても、そういう方がどんどん受験してもらえようようなことも私ども努力をしていかなければならないと思っておりますし、他省庁に対してもそういうような働きかけをしていかなければならない、そういうふうに思っております。

川内委員 大臣、ぜひ役所の中でPRするだけではなくて、技術系の職員の方には技術士の資格を全員取得せよという大臣の御命令を下していただいて、そして、日本の科学技術の信頼回復が大臣のその一言から始まったのであるという、歴史に残ることをしていただきたいというふうに思っております。

次に、きょうは建設省からも大変お忙しい中を小川官房長さん、そしてまた住宅局長さんにもお運びをいただいております。これは具体的にお聞きをしたいのですけれども、技術士の資格を普及させていくためには、私は科学技術庁さんも取ってくださいよというふうに申し上げましたが、建設省さんの中には百九十八名の技術士の資格を持った方々がいらっしゃるということで、なるほどというか、さすがというふうに思うわけでございます。建設省さんなどが公共事業を発注する場合、技術士がいるのといないのとではどのような違いがあるのかということ、建設省さんの方から具体的にちょっと御説明をいただきたいというふうに思います。

小川政府参考人 お答えいたします。

私どもの所管行政の分野では技術士をかなり積極的に位置づけておりまして、いろいろな分野で御活躍をいただいているというふうな状況でございます。

二、三御報告させていただきたいと思いますが、建設業法という法律がございます。これに基づいて建設業の許可を行っているわけでございますが、その建設業法で、営業所ごとに技術者を配置しな

ければならないという規定がございますが、その技術者の資格要件の一つとして技術士を位置づけております。

また、同じく建設業法でございますが、ランクづけという概念がございますが、そこで経営事項審査というふうなことを行うわけでございますが、その場合の評価項目の一つとして、建設業者が抱えております技術士の数、これを経営評価する場合の項目の一つに位置づけております。

それから、ほかの分野で二、三申し上げますと、これは運用になります。建設コンサルタントの登録規定ですとか、あるいは地質業者の登録規定というふうなジャンルがございます。その中でもやはり技術士を積極的に位置づけております。

また、これも運用そのものでございますが、設計業務を外部に委託発注する場合に、それなりの技術能力というふうなものが必要になるわけでございますが、設計業務の仕様書におきまして、技術士が配置されているというふうなことを位置づけた上で発注をいたしております。

御報告いたしましたように、ほかにも細かいのがいろいろあるかと思えます。積極的に活用させていただいているというふうなことでございます。

川内委員 大変にありがたいことございまして、科学技術委員の一人としても、今後、技術士資格というものがより世の中の人々にしっかりと認知をしていただけるように、すばらしい資格であるのだということをお仕事を通じて広めていただきたい、重く用いていただきたいということを私の方からもお願いをさせていただいておきたいというふうに思うわけでございます。

次に、今回の改正の大きな項目の一つでございます技術士試験の改善に関してお伺いをいたします。

今回の改正で、一次試験を合格した後、すぐれた指導者のもとでの実務経験が四年間あれば二次試験が受験できることになるというふうになっているわけでございますが、このすぐれた指導者という表現が具体的にはちょっとわかりにくいのです。かなりあいまいなのではないかなというふうに思うわけでございます。斉藤総括政務次官みたいに、私どもだれもが認める立派な方は技術士としてすぐれた指導者であるというふうに言えると思うのですけれども、すぐれた指導者というこの表現、こういう人が技術士としてすぐれた指導者なのだということをもうちょっと具体的に御説明をいただきたいのです。

斉藤政務次官 これまでの制度では、技術士補という制度、これは今後もございますけれども、この技術士補がその部門の技術士の指導によって四年間研さんを積んだ場合、普通は実務経験七年なのですが、それを短縮して四年で第二次試験を受けられるというものがございました。しかし、現実には、技術士そのものが大変少ないということもございまして、このコースで受験する人が非常に少なかったわけでございます。そういうことで、今回、技術士と同等の技術的能力を持った人をすぐれた指導者ということで規定をいたしまして、このすぐれた指導者の指導のもとで研さんを四年間積みめば第二次試験を受けられるということにしたものでございます。

したがって、すぐれた指導者の具体的な内容でございますが、技術士と同等というふうなことがあるかと思えますが、具体的な内容については今後決定する文部科学省令によって詳しく規定をいたします。当該技術部門について一定の実務経験を有し、かつ指導者としてふさわしい地位にある者とするのが基本でございますが、具体的には今後省令で決めてまいります。

川内委員 ということは、すぐれた指導者というのは、技術士の資格を持っていない方でも、文部科学省令においてすぐれた指導者であるというふうに認められる方については該当する、こういうことになるわけですね。

では次に、こういうふうにして資格をたくさんのお優秀な方がお取りになるということは大変なことだというふうに思うわけでございます。ただ、資格というのは取ってそれでおしまいということではなくて、継続的な教育というものが、あるいは研修というものが大変重要になると思うわけでございます。今般の法律の改正の中で、そのあたりについても、継続的な教育とか研修については触れられているわけでございます。

ただ、私が思うには、科学技術の進歩というのは日進月歩でございますでしょうし、一回資格を取ったから後は研修並びに継続的な教育をするだけで十分かというところを決してそうではない。こういう資格等についてはすべてそうだと思うのですけれども、医者も弁護士も全部そうだと思うのですけれども、一度取ったら生涯そのままということではなくて、我々議員も選挙があるわけでございます。

これは、大変に重要な、高い倫理観を持って行動をしなければならない人間については、我々議員は選挙ですけれども、こういう技術士なり弁護士なり、あるいはお医者さんなりは、資格をもう一度再審査する、何年かに一度もう一回試験を受けてもらうというようなことをしなければならぬのではないかというふうに思うわけでございます。研修とか継続的な教育だけで、今のところはそこまでうるさく言わぬでも十分だというふうに思っているのか、その辺をちょっと御答弁をいただきたいと思えます。

斉藤政務次官 継続教育は非常に重要である、特に日進月歩する技術の世界にあって、社会的責任を有する技術士として、継続教育、自己研さんは非常に重要である、御指摘のとおりだと思います。そういう意味で、今回法改正におきまして、資質向上の責務、継続教育、自己研さんを義務づけたわけでございます。

御質問の趣旨は、自己研さんを実効あらしめるために再審査をぜひ設けるべきではないかという御趣旨でございますが、現在、技術士と同等の世界のいろいろな資格を見ましても、実は再審査という項目を設けているところはございません。また、A P E C で相互承認のためのプロジェクトを今進めているわけでございますが、その検討においても、必要事項とはされておりません。そういうこともございまして、継続教育についての義務についてはきちんと規定をし、またそれを実効あらしめるために、日本技術士会等の研修、またその登録、いろいろなシステムを考えておりますが、再審査というところまでは考えておりません。

川内委員 継続的な研修、教育によって、すばらしい人材がすばらしい人材であり続けられるように、ぜひしっかりとシステムづくりをしていただきたいというふうに思うわけでございます。

今回のこの法律の改正の目的の一つ、職業倫理を向上させるということでございますけれども、もともと職人の世界には職人がたぎという言葉もあるくらいでございますが、非常に独自の職業意識を持ってすばらしいお仕事をしてくださっていたものが、ここのところ崩れつつある、あるいは崩れてしまっているのではないかという国民の皆さん方の危惧というものがあるわけでございます。職業的な倫理意識あるいは規範といったものを法律で定めなければならない、それをしっかり持ってくださいよということをわざわざ言わなければならないということに、私は今日の日本の状況というのが残念ながらあらわれているのかなというふうに思うわけでございます。

しかし、しっかりとそれを位置づけていかなければならないというのもまたいたし方のないことではございましょうが、規範として職業意識を高く持ちなさい、高く持ってくださいということを位置づけるのであれば、それができなかった人はこういう罰がありますよということも、残念ながら入れておかなければならないのではないかというふうに思ったりもするわけでございます。

大臣は、今回の法案で、これで十分だと思っていられるのかどうかということをお聞かせいただきたいですし、また、今まで、技術士の資格を持っていらっしゃる中で、技術士としてふさわしくないということでその資格を剥脱をされた方がいらっしゃるのかということに関して、お尋ねをさせていただきます。

中曽根国務大臣 職業倫理を向上させるということは非常に大切なことであると思えます。原子力関係施設の事故を初めとする昨年来のいろいろな事故等も、やはりモラルの問題も大きくその背景にあると思えますし、また、こういうことをいろいろ議論していきますと、教育の問題にも行き当たるのではないかと考えております。

今回の法律の改正におきましては、社会や公益に対する責任、これが企業の活動の大前提である、そういうふうに思っておりますし、技術士が公益確保の責務を有することを明確にしなければならぬ、そういうことで、今回、努力義務として規定をいたしました。この規定に違反した場合でありましても、罰則等のペナルティーは科さないこととしております。

諸外国におきましても、技術士に相当する資格について倫理に関する規定が設けられているわけがありますけれども、これに違反した場合に罰則を設けている例というのはないようでございます。諸外国と比較して不十分であるとは私は考えておりません。

技術士の登録が今まで取り消された例といたしましては、刑事罰を受けたことにより欠格条項に該当する、そういうことに至った事例が一件存在するのみでございます。

川内委員 高い職業倫理を持ってお仕事に当たっていただきたい、努力義務規定を入れて、それにとえ反していたとしても罰則規定はない、資格を剥脱されることはないということでございますけれども、私は、せっかく技術士の制度というものをさらに実効あらしめるためには、職業倫理というものを盛り込むのであれば、その規定に、そのレベルに達していない方については受験をすることはできない、あるいは、資格を持っていたとしてもその資格を剥脱されることがありますよぐらいは入れておいてもいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、御提言を申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、余り時間もなくなってきましたので、次に、もう一つのこの法律案の目玉でございます、国際的に通用する資格にするという分野に関してでございます。A P E Cの技術者の資格の相互承認の制度に関して伺いをさせていただきます。

今回の改正では、我が国において、外国の技術者資格を技術士資格と同等と認めるようにしていこうというふうになっているわけでございます。そして、相互承認でございますから、相手国においては日本の技術士資格が相手国の資格として通用するということになるわけでありましょうが、私は、たとえ資格が相手国で通用したとしても、そもそも言葉の問題があって、実態として、運用していくのはちょっと難しいんじゃないかというふうに思っているわけでございます。

そもそも、技術士資格の中に言葉の要件が資格要件に入っておりませんから、相互承認したとしても使いものにならないんじゃないかというふうに危惧をしているのですが、その辺についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのかということをお聞かせをいただきたいと思っております。

斉藤政務次官 A P E Cにおける技術者資格の相互承認の検討の中におきまして、英語を初めとする語学の習得につきましては要件とはされておりません。これは、技術者が国際的に活躍する場合、コミュニケーションが可能であるということは資格以前の問題だ、こういうふう考えられていることによるものだと思っております。

しかし、今後、日本と二国間の技術者資格の相互承認の検討を行っていくわけでございますが、その協議を行う中におきましては、言語の問題も含めて、必要に応じて明確にしていきたい。二国間協定の中で、委員御指摘の点を考えていきたいと思っております。

それから、大変申しわけございません。私の先ほどの答弁、技術者資格の更新の点に関する答弁でございますが、私ちょっと認識を誤っておりまして、世界的に見れば、技術者資格を更新している国もあるそうでございます。ただし、日本におきましては、資格更新を義務づけるのではなく、継続教育の支援体制を整備して、それによって担保しよう、このような考えでございます。前の質問についてここで答弁させていただきまして、申しわけございません。

川内委員 今せっかく政務次官から御訂正をいただく答弁がございましたので、その更新している国というのはどこですか。それだけちょっと加えて教えていただければ。

斉藤政務次官 アメリカのテキサス州のプロフェッショナルエンジニアが更新をしているそうでございます。

川内委員 ありがとうございます。総括政務次官の誠実なお人柄に、さすが技術士だなというふうに今改めて感じ入っているところでございます。

今、その相互承認の件について政務次官から御答弁をいただいたわけでございますが、それぞれの国とか地域でこの資格を付与するレベルとかやり方とかいろいろあって、二国間であったとしても、それをどうやって相互に承認するのかというのは非常に難しい問題なんじゃないかな。今、言葉がしゃべれるのは資格以前のことだ、お互いの暗黙の了解があるんじゃないかというようなこともあったわけですが、では、言葉をクリアしたとしても、二国間における資格のレベルというものがどういうふうに合致していくのかというようなことに関しては、非常に難しい部分なんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

そこで、我が国に二百四十万人いる技術者の方々の中で、四万人ちょっとの方が技術士の資格を持っていらっしゃるわけでございますが、今我が国の技術士のレベルというものが国際的にどのように評価を受けているのか、我が国の技術士のレベルについて若干御説明をいただきたいというふうに思います。

斉藤政務次官 これまでは、日本の技術士のレベルについて、国際的にどうなのかということが真剣に議論された場というのは実はなかったわけですが、今回、A P E Cの相互承認のプロジェクトが始まりまして、鋭意検討が進められてきました。諸外国の技術士と比べてどうなのか。いろいろな国が入った中で検討が行われたわけですが、その中で、諸外国の技術者制度と比べても遜色がない、十分高いレベルの資格である、こういう評価がされている、このように聞いております。

我々も技術者の仲間でよく言うことですが、日本の技術士は、レベルは高いけれども現実に社会で余り使われていない。外国の技術士制度は、知識のレベルが低いと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、非常に広く使われて社会で認知されている。そこに差があって、どちらがいいことなのかよくわかりませんが、そういう意味で、今後相互乗り入れでレベルの高い、社会に認知された制度にしていかなければならないと思っておりますが、日本の技術士に対する評価は以上のような点でございます。

川内委員 レベルは高いんだけれども、いまいち認知をされていないということのようでございます。そこは技術者同士、少し話をすればお互いにお互いのレベルというものは、勝ったとか負けたとかすぐわかることなんでしょうけれども、今政務次官から、技術士と同等の資格であると思われる他国の技術者の資格を持っている方々については、ちょっと言葉は語弊があるがとおっしゃられたけれども、自分たちの方が上だという御答弁があったわけでございます。今後、日本の技術士のレベルよりも低いレベルの、技術レベルの低い国から技術者をどんどん受け入れなければならないというようなことになるとするならば、この技術レベルを維持していくというのは大変重要な、かつ重大な問題になるのではないかとこのように思うわけでございます。

これから日本が相互認証をしようとしている相手国の技術レベルというものをどのように客観的に評価するのか、また、どのような国々と相互乗り入れでこの資格を国際的な資格にしていこうとしていくのか、若干実務的なことについて御答弁をいただきたいというふうに思います。

中曽根国務大臣 まず、外国の技術者資格の要件でございますけれども、これは国ごとに異なるわけでございます。例えばA P E Cの諸国のうちで、現状におきましてはオーストラリアそれからカナダなど七つの国・地域、地域というのは香港があるのですけれども、そういう国の資格が、実務経験の期間とか試験その他の要件等から見て、日本の技術士資格に相当するものではないか、そういうふうに考えております。具体的に、相互承認の対象となる外国資格につきましては、二国間の協議で決めていくことになるかと思っております。

A P E Cの技術者資格の相互承認プロジェクトにつきましては、今検討が行われているわけでありまして、ことしの十月ごろに大体その検討が終了する見込みでありまして、それが終了した以降、オーストラリアとかカナダ等の国々と具体的な交渉を進めていくことになるものと思っております。

川内委員 今大臣から、オーストラリア、カナダ等の国と進めていくというふうにお話があったわけですが、それらの国々の技術士相当の資格のレベルというものをどのように評価するのかということに関して御答弁がちょっとなかったような気がするのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

斉藤政務次官 一つは、相互承認の基準といたしまして、例えば大学のエンジニアリング課程を卒業している、もしくはそれと同等の基礎的知識を有していることでありますとか、また、先ほどお話がございました倫理規定、また継続教育の義務等基本的な基準がございます。その基本的な基準に照らして、日本の技術士と同等の資格であるということを見てまいります。

また、日本の場合は十九の部門に分かれておりますけれども、その部門の分け方も各国によって違ってまいりますので、そのことについても具体的には協議をしていくことになるかと思っております。

いずれにいたしましても、日本の技術士資格と大きくレベルが異なるというふうなことは排除をし、同等のレベルであることを確認した上で、この相互承認プロジェクトを、二国間協議を進めていくと

いうことでございます。

川内委員 ぜひ日本の技術士の方々が、不利という言葉が適切かどうかわかりませんが、バイでやるわけですから、しっかりと交渉をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

最近、グローバルスタンダードとかいろいろなことが言われて、ネットワークだとか、国際的に垣根が取り払われていくような時代になっているわけですが、そういう意味では、今回のこの法律の改正というのは、国際的に技術者の能力が一定レベルであるようにしていく、また人材もグローバルスタンダードみたいな基準をつくっていく時代になったのかなというふうに思うわけでございます。

ただ、現在のように、各国での技術教育のレベルも違っているし、また資格試験のレベルも違うという状況では、先ほども申し上げましたように、この資格を国際的に通用させていく、あるいは二国間でお互いに相互乗り入れするというのも、これはなかなか口で言うほど簡単なことではないんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

そこでまた、例えば資格試験の内容を思い切ってA P E Cの中で統一してしまったらどうか。言葉はそれぞれの国の言葉で受験をすればいいわけございまして、いち早くA P E Cの統一資格を科学技術のいろいろな分野についてつくってしまえば、その資格についてはA P E Cの加盟国の中ではどの国でもある一定の水準の人材が、技術者が資格を持っているということで、これはかなり使い勝手のいい資格になるんじゃないかなというふうに思うわけですが、そういう議論はA P E Cの中で出てきていないのかというようなことについて、お伺いをさせていただきたいと思っております。

齊藤政務次官 A P E Cの中において、各国の試験内容を統一しようという具体的な議論はございませんでした。また現在もございません。

この技術士資格、また技術者資格の要件については、各国の教育システム、それから技術基準等の国情を踏まえて決められておりまして、各国の試験内容を統一するというのは、一部の学科、試験については可能かもしれませんが、すべての試験を統一することは適当ではない、このように考えております。

川内委員 今回のこの相互承認については、オーストラリアが口火を切ってA P E Cの中で議論が始まったというふうに聞いておりますけれども、やはり我が国政府としてもみずからイニシアチブをとって、こういう国際的なグローバルスタンダードづくり、基準づくりというものには積極的に先手を打っていかれた方が、ひいては日本の商品なり製品が売れるということに必ずつながるわけございまして、日本の国益というものを考えたときに、相手から言われて受け身で、ではこうしていきましようかというよりは、みずから積極的に関与していく、リーダーシップを発揮していくということをしていただければいいかなというふうに申し上げておきたいと思っております。

あと十分になりましたので、せっかく建設省さんにもお運びをいただいておりますので、建設省さんの方にも若干またお尋ねをさせていただきたいと思っております。

今回のA P E Cの交渉では、技術士と同様に、建築士の皆さんに関しても相互承認の交渉が行われているというふうに聞いておりますが、建築士の交渉というものがどの程度進んでいるのか。

また、建築士の中に、建築士をサポートする役割として建築設備士という方たちがいらっしゃるわけでございます。私は、個人的には、この設備設計をおやりになる方たちこそ、国際的な交渉をしていく上では大変に重要な役割を担っていらっしゃる方だというふうに思うわけですが、この辺の議論について、A P E Cでの現在の議論の進捗状況というものを教えていただきたいというふうに思います。

那珂政府参考人 お答えいたします。

御指摘のA P E Cエンジニア相互承認プロジェクトにつきましては、先ほど来御議論がありましたように、土木、構造等九分野が対象分野として設定されておりまして、我が国の建築士につきましては、このうちの構造分野として参加することとしております。現在、各国間で資格レベルの同等性のすり合わせの最終局面を迎えております。そのすり合わせが済みましたならば、その同等性認定に関する協定というふうに次に進むわけですが、その最終的な準備状況でございます。

お尋ねの建築設備の分野につきましては、実は現在対象になっております九分野の中には直接的に

は含まれておりません。ただ、一部の国からこの建築設備を含む追加対象分野の問題を提起されておりまして、そういうこともこの六月に予定されている会議等でも議論が始まると思います。こういう議論の動向をしっかり見守っていきたいと思います。

川内委員 今、設備設計の分野に関しても、一部の国から追加で交渉のテーブルにのせたいというような申し出もあるという御答弁をいただいたわけですが、先ほどから申し上げているとおり、私は、設備の分野こそ、我が国がそれこそイニシアチブを発揮して、相互承認をするように積極的に提案をしていくべき分野ではないか。建築の設備、つまり空調とか電気とか、そういう分野というのは日本が非常に得意な分野でございまして、IT革命が世界じゅうで進行していく中で、我が国の製品なり商品なりを売り込んでいくマーケットとしては非常に有望なマーケットであろうというふうに思うわけですが。

今回のAPECの交渉においては、繰り返し申し上げて恐縮ですが、我が国の方からこの設備の分野については交渉のテーブルにのせて、どんどん世界に出ていけるように、APECのそれぞれの国々に日本の技術者が行って日本の技術をそこで売り込むということは、日本の商品を売り込むということにもつながるわけですが、ぜひそうしていただきたいというふうに思います。

また、そういった意味でも、ぜひ設備設計の資格を持った皆さんを、これは国家資格に早くすべきではないかというふうに思っているところでございますが、この辺については、お考えをもう一度お聞かせいただきたいというふうに思うわけですが。

那珂政府参考人 まず、APECエンジニアプロジェクト等におきまして、設備設計という分野についても日本がもっとイニシアチブをとって、積極的に相互承認プロジェクトにのせていくべきではないかというお考えでございますが、先ほど申し上げましたように、具体的にそういう動きもございしますので、議論の動向を見守りながら、関係の職能団体とも連携して適切に対処していきたいと思えます。

それから、そのためにもと先生おっしゃったのですが、建築設備士の国家資格という問題でございます。国家資格というのは、実は定義は正直あいまいでございます。法律に基づく資格という意味でありますならば、既に建築設備士というものは昭和五十八年の建築士法の改正によりまして一定の位置づけがなされておりますし、また、最近では九年の建築士法の改正におきましても、その法的位置づけを一定程度充実してきたところでございます。

さきに御指摘の相互承認プロジェクトにつなげるためにもとおっしゃったのですが、今の法的位置づけであっても、諸外国の状況から見ますと十分そういう対象になり得るんじゃないかというふうに考えておりますので、まずは建築士の相互承認の行方をよく見ながら、また、設備士をどうするかというようなことも各国の状況等をよく考えて対応していきたいと思えます。

川内委員 法律の中で位置づけられているというのは、もちろん私のような法律の素人が申し上げるべきことではないわけですが、よくわかっているわけですが、ただ、資格のサーティフィケートを建設大臣だれそれという名前でもらうのとそうじゃないのとは、やはりサーティフィケートを持っている方の意識とかあるいは仕事に対するやる気とかが違うと思えますので、私が申し上げているのは、そういうごくごくささやかな気持ちでございまして、ぜひ御検討をいただきたいというふうをお願いを申し上げておきます。

最後に、今まで、この一時間十分の間に技術士という言葉が恐らく何百回と出てきているわけですが、大臣、この技術士の制度を本当に国内において認知をさせようとするれば、これは絶対この技術士という名前を変えなければだめです。

大体、私はうちのじいさんやばあさんからよく言われてきたのですが、人の名前でも、同じ文字が重なっている名前はよくないんだとか、これは同じ文字がつながっていると言いにくいというのがあるのです。言いにくいというのはよくないということも昔から言われて育ってきているわけですが、これは、世間に広く認知をしていただくためには、ぜひ名称を、もっと格好いい名前に、言いやすい名前に変えた方がいいというふうに思うわけですが、その辺についての大臣のわかったという一言を、御答弁をいただければと思うのです。

中曽根国務大臣 いろいろ委員からこの改正につきまして貴重な御意見をいただいて、本当にあり

がたく思っております。

最後の御質問でございますので、一般的なことを申し上げたいと思いますが、この制度の普及それから拡充発展にこれを契機にぜひ努めていきたいと思っておりますし、私を感じましたことは、先ほど斉藤総括政務次官のみずからの御体験の話もありましたけれども、技術士の資格を持っている方がやはり誇りを持って世間で大いに活躍できるように、これを機会にさらに社会的な認知喚起、増進、そういう点にも努力を同時にしていかなければならない、そういうふうにも思っているところでございます。

また、待遇も何も変わらないというお話がありまして、私が企業とかそういうことの待遇を勝手に変えられるわけでもないのですけれども、そういう点もやはり社会全体の問題として考えなければいけないとも思っております。

また名称につきましては、確かに言いにくい名称であります。技術士審議会でも御議論があったようでございますし、先生の御意見、参考として承らせていただきたいと思います。

川内委員 終わります。

田端委員長 吉井英勝君。

吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

私は最初に、技術士の方たちが分野別に見てかなり偏りがありますから、このあたりから少し質問したいと思っております。

一九八六年三月卒から九九年三月卒までの中で、いわゆる土木系、これは水道や衛生工学も含めてですが、卒業者が二十五万二千三百九十四人、全部が重なるわけじゃありませんけれども、その数字と比較しての比率でいきますと、土木系分野の技術士の方の比率は九・一八%と圧倒的に高いわけですね。それから、全体の四万百四十人の中で見ても五七・五%と非常に高い。それは、逆に言えば他の分野が少ないということになりますが、建設部門が四七・二%と言われておりますけれども、企業でいうと、建設コンサルタントとかゼネコンに勤務する人が、これは七割になるのか八割になるのかその辺は定かじゃありませんが、圧倒的多数を占めている。

他の分野や企業で少なくて、なぜ土木系が多く、あるいは建設コンサルやゼネコン分野が多いのか。これは公共工事の競争入札参加資格など、こういったことが背景にあるのか、どの辺に理由があるのかを最初に伺いたいと思っております。

越智政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、建設部門の技術士につきましては、先ほど建設省の方からも御説明がございましたように、これら技術士が、国や地方公共団体の公共事業の発注先の選定等におきまして、建設業法に基づく経営事項審査における技術職員評価に当たっての配点でございますとか、建設コンサルタント業務において広く活用されているというような状況にございまして、他の技術部門の技術士と比較してその辺の活用の度合いが多いものというふうに認識をしております。

吉井委員 次に、ジェー・シー・オー、昨年事故を起こしましたが、それからその親会社の住友金属鉱山、それから「もんじゅ」その他でよく事故を起こしました核燃料サイクル開発機構、この三つのところで、技術士の方がそれぞれ何人いらっしゃるのか、あるいは原子炉主任技術者が何人、核燃料取扱主任者が何人いらっしゃるのか、この点をお聞きしておきたいと思っております。

越智政府参考人 まず技術士についてお答え申し上げます。

平成十一年四月現在の登録簿の記録によりますと、住友金属鉱山に十五人、ジェー・シー・オーに登録者は存在いたしません。核燃料サイクル開発機構にも存在いたしません。

間宮政府参考人 ジェー・シー・オーの核燃料取扱主任者でございますが、事故発生当時、ジェー・シー・オーの東海事業所では七名の核燃料取扱主任者の免状を有する者がおりまして、そのうち一名が原子炉等規制法に基づく核燃料取扱主任者として選任されておりました。

それと、核燃料サイクル開発機構でございますが、三十五名の原子炉主任技術者免状を有する者が

おりまして、施設ごとに一名、計四名が原子炉等規制法に基づく原子炉主任技術者として選任されております。また同機構では、百四十三名の核燃料取扱主任者の免状を有する者がおりまして、そのうち二名が法律に基づく核燃料取扱主任者として選任されております。

吉井委員 今の数を聞いておりまして、本当に土木系はうんと多くて、この分野はジェー・シー・オーにしても核燃サイクルにしても、まず技術士そのものがいらっしやらないということですが、ただ、技術士と同じように、原子炉主任技術者なり核燃料取扱主任者なり、やはり内容的には非常に高い倫理性が求められてくることとか、その点では責任の重さは同じように求められる分野だと思っております。

そこで、今度の法律の中でも、第四十五条の二のところ、これからの問題としては、「公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。」ということが追加されておるわけですが、この点に照らして考えてみたときに、例えば、ジェー・シー・オー事故に至る前に、なぜ常識外れの裏マニュアルなどがまかり通ったのか。

技術士あるいは原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者など、ジェー・シー・オーでは免状を持っている人が七人いたということですが、本当に高い倫理性が求められる立場にあるのに、なぜもっと早い段階で物が言えなかったのか。あるいは、技術士なりその他の主任者なりの方が倫理性を発揮していかうとしたときに、企業利益によって技術士の倫理が侵されてしまって物が言えない状態にあったのか。では、この倫理性を発揮できるようにするには、その保障をどのように考えていかなければいけないのか。私は、このところが一つ問題になってくると思うのですね。

ですから、法律を改正するとともに、高い倫理が発揮できるように、もちろん本人は高い倫理を持ってもらわなきゃ困るわけですが、本人がそう思っている、あるいは企業人として、なかなかそれが発揮できないとなると、やはりここは問題なので、どういうふうにしてその高い倫理性が発揮できるように保障していくか、あるいは保障する仕組みを考えていくかということが私は大事になるんじゃないかと思うのですが、この点は、大臣、どうですか。

中曽根国務大臣 ジェー・シー・オーの事故に関連して申し上げれば、事故調査委員会から昨年の十二月二十四日に報告書が出ているわけでありましてけれども、その中でも、原子力産業においては、技術者各人の自覚、倫理の確立が最終的に重要である、ということが記述されております。そのためには、倫理規定を有効に機能させる方策を確立していくこと、あるいは、高専や大学等の教育の場においても、科学技術に携わる者の専門職としての倫理教育を充実させることなどを検討していくことが重要、そういうふうになっているわけでございます。

原子力の分野では、多くの技術者が従事しているわけでありましてけれども、この技術者の方々に専門職としての倫理教育を行うことが、今回の事故、あるいは過去のいろいろな事故、事態から非常に必要である、そういうふうには認識をしております。科学技術庁といたしましても、この事故調査委員会の報告の周知を通じまして、各事業者に対して、倫理の問題も含めて安全確保に遺漏なきを尽くすように指導してまいりたい、そういうふうには思っております。

また、この間の年末の国会で可決成立していただきました改正後の原子炉等規制法で、従業者に対する保安教育が義務づけられているわけでございますけれども、このような保安教育を通じましてまた倫理性の向上が図られるよう、これも努力をしていかなければ、そういうふうには思います。

吉井委員 私、この点では、政策研究大学院大学の西野文雄教授がジェー・シー・オー事故を踏まえて書いていらっしやったことの中で、これはなかなか大事だなと思いましたが、この人の場合はアメリカの科学技術者の倫理というのを引き継いで倫理規定の問題とかいろいろ論じてもらっているんですが、その中で、「内部告発と言えば専門職以外の人、一般的な倫理観のもとで暗いイメージを持つが、技術者の倫理では公衆の安全を守るために必要な行為と位置づけられる。」ということで、それを保障するものとして、確かに年末の法案の中でも、民間事業者についてはホイッスルブローアーズ法の考え方というのの一部取り入れているわけです。

問題は、災害に必ずしも至ると決めつけることはできない状況であっても、あるいはその他の分野においても、アメリカなんかであるホイッスルブローアーズ法、内部告発法などを、その分野を本当にどういうふうな形で、企業にある人、あるいは公務員だってそうなんですが、本当にそれを保障することによって、個人の責任を求めただけじゃなしに、個人はもちろん倫理性が高くないと困るんですが、

その倫理を發揮しようというときに、いかなる者からも圧力を受けることなく、身分が保障されて、本当に倫理性を貫いていくことができる、それをどう保障するかということが、やはりこれなしには一般的な規定に終わると思うんです。

この点で、大臣にもう一言伺っておきたいと思います。

中曽根国務大臣 今委員から御紹介ございましたけれども、まず、公衆の安全を守るということは、これはもう大前提でございますので、そういうことに反するような事態が発生するおそれがあるときには、従業員なり技術者なりは最善の対応をとらなければならないのは当然であります。

そういう中の一つとして、委員おっしゃいましたような内部告発のような形も考えられるかとは思っておりますし、おっしゃいましたように、さきの国会でもこの点を議論していただいたわけでございます。そういうときは身分を保障することが大切というお話でありまして、私もそのとおりに思うわけでありまして、要は、事故あるいはそのような事件を防ぐため、個人の良識が發揮できるような環境をつくるということが重要だと思っております。

吉井委員 私は、この点では、内部告発者に対する報復行為等に対して罰則を厳しくすることなどによって、本当に個人の良心、技術者の良心が守られるようにしていくことが必要だということを申し上げまして、次に話を進めていきたいと思っております。

提案理由の説明の中で、良質の技術士の育成ということを挙げておられましたが、一般論じゃなくて、少し具体に見ていった方がわかりやすいかなと思って、少し具体的に見たいと思っております。

何といたっても、技術士というのはいわば一つのシンボリックな存在であって、大学や国立試験研究機関その他での基礎研究が、あるいは研究者を支援するサポーターングスタッフなども分厚い層があって、さらに民間等での開発応用研究の研究者から技術者から、物づくりの分野での非常にすぐれた技能を持った人に至るまで、そういう膨大なすぐれた技術者の層が必要であって、そういう中から本来技術士というものが養成され、生まれてくるものだと思うんです。

そういう点で見てみますと、今日、例えば問題になってまいります太陽光発電とか風力発電とか、バイオマスエネルギーの活用とか燃料電池など、こういう再生可能エネルギーなどの研究開発という分野を考えたときに、今どういう技術士が必要なのか、あるいはどういう技術士の人たちがおればこの分野がさらに発展していくものであるのか、この点、つかんでいらっしゃることがあればお聞きしたいと思っております。

斉藤政務次官 自然エネルギー等の発展のためにはどういう技術士部門が必要か、こういうお尋ねでございます。

現在、十九の部門があるわけございまして、これは、端的に申し上げますと、大学の学科にほぼ匹敵するような、例えば機械でありますとか電気でありますとか情報でありますとか建設でありますとか、そういう形になっております。

一方、今吉井委員がおっしゃいました自然エネルギーの活用、これはある意味でいろいろな技術の総合という面を持っているわけございまして、そういう意味では、この部門が自然エネルギーに対応するというものは確かにございません。しかし、例えば応用理学という部門もございまして、これはかなり広範な技術部門を総合した形での部門でございまして、そのような形で対応できるもの、そういう意味で、自然エネルギーを研究する人にとって特にこの技術士制度が不利になっているということはない、このように感じております。

吉井委員 それで、物理的限界潜在量とかいろいろな言い方でエネ庁の方でも試算をしておられますが、実際に、太陽光、風力、バイオマスとか、それからコジェネとか、つまり再生可能エネルギーからエネルギーの新しい利用形態を含めて、そういう分野だけで九千億キロワットアワー、現在の発電電力量が賅えるわけですね。技術を高めるといことは、その潜在量をもっと高めていくことになりまして、さらに大きな可能性が生まれてくる。太陽光と風力とバイオマスだけでも、原発の三千億キロワットアワーに相当するものがあるということですから、本当にこういう分野を進めてこそ、その分野での新しい技術士、いわばシンボリックな存在としての技術士というものがふえてくるわけです。

私は、こういう点で、技術士というものは、制度をいじるとかそのことだけで問題が前進するん

じゃなくて、本当に日本の基礎研究を初めとする科学技術全体の体系を進めていく中でこそ問題の前進というものが得られるということで、やはり出発は基礎科学、基礎研究にあるんですね。

プロジェクトにはふえるが、経常研究費はなかなかふえないということが大学でも国研でもありませんので、両方の大臣を務めておられるので、基礎部分の研究費をふやすことについての大臣のお考えを最後に伺って、質問を終わるようにしたいと思います。

中曽根国務大臣 おっしゃいますように、基礎研究というのは大変重要だと思っておりますし、国としてもこの充実にも努めているところでございますが、今後とも日本の科学技術の発展のために努力をしていきたいと思っております。

吉井委員 終わります。

田端委員長 辻元清美さん。

辻元委員 社会民主党、社民党の辻元清美です。

技術士法の一部を改正する法律案について議論をさせていただきますが、私は、ポイントは四つあるのではないかと考えています。

一つ目が、日本の技術力の問題点は何か。日本が誇ってきた技術力がどこかおかしくなっているように多くの方が気づいていると思いますけれども、これはどういうことが原因なのか。二つ目が、今回の改正案でも注目されている技術者の倫理の問題、これをどう掘り下げるか。そして三つ目が、人や物が地球規模で交流する時代になって、WTOやAPECで議論されている技術者の移動促進にどのように取り組んでいくのか。そして四つ目が、そのような背景での技術士制度の役割とは何か、しかし一方で、なぜ技術士制度の活用が活性化しないのかという四点がポイントではないかと考えていますので、一つ一つについて、時間の許す限り議論をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、これはちょっと総括的な話なんですが、大臣にお聞きしたいんですけども、今の技術力の問題点ということで、先ほどからも指摘されていますけれども、東海村の臨界事故、それからH2とM5ロケット打ち上げ失敗、それから営団地下鉄日比谷線の脱線衝突、それからトンネル崩落事故と立て続けにこのところ事故が続いている、この大きな問題点というのをどのように御理解なさっているでしょうか。

中曽根国務大臣 今委員御指摘のような事故が続いたということは大変に残念なことでありますし、また、私どもも厳しく受けとめております。

現在、調査、原因究明等が行われておるわけでございますけれども、まず徹底的な原因究明を行って、再発防止に努めなければならないわけでございます。

それに加えまして、やはり国や地方公共団体、また事業者の皆さん、また労働者の皆さん、国民一般、それぞれにおきまして安全という問題を最優先する気風、そういうものをつくり上げていく、また、社会全体で安全に対する意識、モラルを高めていく、そういうことが今の技術的な問題点に加え、非常に重要ではないか、そういうふうにも思っておりますし、いわゆる安全文化を創造し、これを社会に定着させていくことが重要ではないか、そういうふうにも思っております。

もちろん、物づくりを初めとする技術、技能の問題もあるわけでありまして、これらについてはしっかりと、先ほどから御議論いただいておりますけれども、基礎、基盤というものを確立して、また発展させていくことが大事だと思っております。

辻元委員 私は、かつて、ロサンゼルスの大地震があって高速道路が倒れた映像を見て、さまざまな人たちが、技術者の方が解説で、日本は大丈夫ですと言われたときに、ちょっと背筋がぞっとしたのを思い出しますけれども、その後、阪神・淡路大震災がありまして、日本の高速道路も、見事と言ったら語弊がありますが、倒れてしまいました。

今、新しい安全の文化というか社会的な気風をつくるとおっしゃったわけですが、今まで安全神話というものがずっと言われてきた中で、安全神話がなぜ壊されていって、安全神話と言われている気風のどこに問題があったのかということ掘り下げない限り、次のステップには進めないと私は考えています。

そこで、二つ目に、今回の改正案の倫理の問題に移りたいと思いますけれども、これは大臣にお聞きしたいんですが、まず、技術者の倫理というのは何であるとお考えでしょうか。

中曽根国務大臣 技術者は、その持つ専門的な能力とか経験とかそういうものをフルに活用して産業の発展に貢献をしていただくということが大きな役割でもあるわけですが、同時に、企業活動等を行う中において、社会や公益に対する責務というものも十分に認識をしていただいて、そういう観点からは安全問題等にも配慮しながら、同時に、先ほど申し上げましたような、モラル、職業倫理、そういうものも高いものを持ってもらう、そういうことが大事だ、そういうふうにあります。

辻元委員 そうしますと、今回の改正案の第五条の一項に、義務に関する規定の遵守に関する適性を有するかどうかを判断することという事柄が追加されることになっていきますけれども、これはいわゆる倫理観の問題だと思えますが、この有無を具体的にはどのように判断するということなのでしょうか。

斉藤政務次官 まず、第一次試験におきまして、いろいろなケーススタディーに基づいた試験を出します。具体的に言えば、こういう問題があるとき、あなたはどのようなふうに対処されますか、こういうふうな質問かと思えます。

また、第二次試験の最終段階で面接試験がございます。これは一人当たり三十分ほどのかなり綿密な面接試験でございますが、そういう中においてもケーススタディーに基づいたその人の持っている技術者としての倫理性を問う設問がされます。このような過程で、技術者としての倫理を持ち得る人かどうかということ判断してまいります。

辻元委員 今、さまざまなケーススタディーについての考え方を問うという御答弁でしたけれども、そのケーススタディーの中に、大事なものは、よく言われていることなのですが、たとえ上司の指示でもおかしいと思ったら反対するとか、これはいろいろな技術関係の雑誌でもその点非常に指摘されています。

私はここに、柳田博明さんが、この方は日本の技術者の一人者と言われてはいますが、倫理教育の問題についてこういうことをおっしゃっています。「就職すると技術者個人の倫理観が会社の方針に合わない場合には、ほとんどの人は会社の方針に従うのではないか。」このとき「技術者は会社に属するのではなく、独立した法人なんだ」というぐらいの気持ちにならないと、本当の意味での技術者の倫理観は発揮できない。」例えば、会社のコストの問題とか上司の命令だったから、おかしいと思っても従わざるを得なかったというようなケースで事故を防げなかったことは今までの中にもあると思うのです。

私は、このような具体的な設問になるかわからないですが、このような観点の倫理観を問うケーススタディーは非常に重要だと思えますので、ぜひ入れていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

斉藤政務次官 技術者の倫理性というのは、まさしく今辻元委員おっしゃった点でございます、そういう観点でのチェック、設問になるものと理解しております。

辻元委員 それから二つ目、これは「筆記試験のポイント」という、技術士の解説の本を私ちょっと読みまして、この中に、自分の考えを人に説明して理解させる能力が不可欠、これも倫理観を形成する意味では非常に重要だと思うのです。説明責任ということですね。

それからもう一つは、技術者みずからが、自分はどのようなことを行っているかということを一一般の市民にもわかるように情報公開していくということも、この倫理というものを形成していく上では非常に重要だと思えますが、その点についてはいかがお考えですか。

斉藤政務次官 技術士が、四十年の歴史を有しながらなかなか普及しないという御指摘もございました。私は、その原因の一つですけれども、終身雇用制があって、技術者も社会ということよりも会社の中を見ていた。また、それで認められれば十分技術者として一生を送れた、こういうことで、外

の資格を取ってもほとんど意味がない。これも技術士を目指す人が少なかった一つの原因ではないかと思えます。

現在、御存じのように、大変技術者の世界も流動化をしてきております。その荒海の中で、一人の技術者として社会で認知されるための技術士資格でございますので、今後普及してくると思えますが、そういう中で、ほかの人にきちんと説明できる、また、自分がこういう形で社会的責務を果たしているということを情報公開という形、また説明を通してわかっていただくというのは非常に重要なことだと思っておりますので、御指摘の点を踏まえた形でこの技術士制度を運用していきたいと思っております。

辻元委員 確かに、今までの東海村の事故その他、ロケット関係の事故のときも指摘がありましたように、自分の専門分野だけということでは技術は成り立たない。社会性を持たせること、それからもう一つは、他の分野との交流ということも非常に重要であるという指摘が多々なされました。ですから、私は、技術士という人たちがこれからさらに広がっていくためには、他分野との交流ということもプログラムに組み込んでいくことが大事ではないかと思うのです。

そこで、一つお伺いしたいのですが、日本技術者教育認定機構、J A B E Eと言われるものが設置されるということで、これはそういう他方面の教育にも役立てていこうという組織かと思うのですが、ちょっと説明をいただけますでしょうか。

斉藤政務次官 J A B E E、技術者教育認定機構かと思えますけれども、これは今、世界的な風潮といえますか世界的な流れといたしまして、技術者教育の課程を相互承認して、その課程を修了した技術者が幅広く世界じゅうで活躍できるようにというものでございます。そういう意味で、いろいろな他分野の交流そのものを目的としたものではございません。

今回、できるだけたくさんの方々の技術者の方に受けてもらうという意味で、このJ A B E Eに認定された課程を卒業した人は第一次試験を免除できるというふうにしたものでございます。

辻元委員 私は、他の分野との交流ということも、どういう形で試験なりプログラムの中に組み込んでいただけるのか、具体的な点についても御検討いただきたいと思いますのでね。

さらに、今国際交流の話が出ました。先ほどのポイントの三番目に申し上げたのですが、A P E Cで一九九七年十一月までに五回運営会議が開かれて、それで九八年六月にA P E C人材養成作業部会で、A P E C技術者の概念と相互承認メカニズムというのが承認されて、五つの要件とか、それからメカニズムの枠組みとか、それに対してどのようにアプローチしていくかということが決められているはずなのです。

この中の、特に業務資格を得る相互免除協定などをこれから検討していこうというようになっているわけですが、今、特にアジアの国々との程度、どの国とどのようにしていくかという調査それから検討が進んでいるのか、現状を教えてください。

斉藤政務次官 さきの御質問でございます他分野との交流、これは非常に大事だと思います。今十九部門でございますけれども、さらに今度は、これを総合的に幅広い分野を見る分野、これは、ある一つの分野で資格を取って、また複数の分野で資格を取るということも今行われておりますので、一つの資格を取ってまたその次の資格は総合的な分野を見るという、他分野の交流ということの主眼に置いた一つの資格も検討しているところでございますので、今後、その趣旨に従って検討していきたいと思っております。

それから、A P E Cの技術者資格相互承認プロジェクトについての現在までの進捗状況でございますが、日本を含む八カ国で今相互承認の検討をしております。ことし十月までにその検討を終えまして一応結論を出しまして、八つの国での具体的な相互承認のプロセス、二国間の相互承認の枠組みづくりに入ってまいります。その後、他のA P E C諸国についても進めていきたいと思っております。

辻元委員 その際に、これは私は新聞記事で拝見したんですけれども、英語の呼称をどうするかということで、いろいろ提示したものが各国から問題を指摘されて決まっていけないというような話もありましたが、それは決着はついたんですか。

斉藤政務次官 この英語の呼称については非常に議論がございます。今までは、実は、いろいろな議論があって決まっていなくて、私自身は、名刺にはレジスタードエンジニア、登録されたエンジニアなどと書いております。

今回、技術士審議会でのこの英語の呼称についても相当議論をしていただきまして、プロフェッショナルエンジニアということを一応推薦していただきました。しかし、この報告書についてパブリックコメントを求めました。そうしたところ、賛否両方ございまして、コンサルティングエンジニアとすべきだ、こういう意見もございました。

こういう賛否両論、パブリックコメントでこういう御指摘もございましたので、プロフェッショナルエンジニアもしくはコンサルティングエンジニア、そのあたりを軸にこれからもう少し検討をさせていただきたいと思っております。

辻元委員 そうしますと、今倫理の問題であったりそれから国際的な技術交流、そのようなことを促進していく際に、ただ、私は、やはり今のままでは爆発的に数もふえないし、技術士という人たちが社会的に大きく認知されるというふうな方向にはなかなか今回変えても行きづらいんじゃないかという心配をしているわけですね。

そこで、他の委員も多々お聞きになりましたけれども、今後、やはり具体的なメリットであったり、もしくは、これだけ事故等が続いていますので、先ほどペナルティーの話もありましたけれども、ペナルティーであったり、技術士と言われる人、確かに言いづらいですね、技術士と言われる資格を持った人がいないとできない分野をつくるとか、何か具体的なことを、技術士制度というものを今後の技術者の倫理観とか事故防止に役立てていく方向で私はさらに検討を進めていくべきだと思っているんですね。それはいかがでしょうか。

斉藤政務次官 おっしゃるとおりだと思います。今後、技術士が普及していくように我々も努力していく決意でございます。

先ほど申し上げましたように、これから一人一人の技術者の能力が問われる時代だと思います。そういう社会的なバックグラウンドもございまして、技術者の社会的倫理という面も非常に強く問われている時代でございますので、普及に向けて努力をしてみたいと思います。

辻元委員 時間が来ましたので、これで終わります。

田端委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

田端委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、技術士法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

田端委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

田端委員長 この際、ただいま議決いたしました本法律案に対し、山口俊一君、平野博文君、近江巳記夫君、菅原喜重郎君及び辻元清美さんから、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。平野博文君。

平野委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

技術士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に際し、技術士の制度についての国際的な整合性の確保を図るとともに、良

質の技術士の一層の育成を図ることの必要性及び技術士制度の一層の普及の重要性を認識し、次の事項に関して特に配慮すべきである。

一、アジア太平洋経済協力（APEC）加盟諸国との相互承認に当たっては、各国における資格附与の基準に整合性が図られるよう十分留意すること。

一、欧米諸国との相互承認に当たっては、我が国の技術士数が、欧米諸国の有資格者数に比較して著しく少ない現状に鑑み、我が国が不利益を被ることのないよう配慮すること。

一、技術士等が公益確保の責務を十分果たすよう、試験、継続教育、日本技術士会が行う研修等あらゆる機会を活用して、その徹底に万全を期すよう努めること。

一、技術士制度の一層の普及拡大を図るため、技術士試験第一次試験の一部の試験が免除される国家資格として、専門高校、専修学校等に関連する資格の数を増やすよう努めること。

一、技術士制度について、我が国の技術活動全般にわたって活用され、技術基盤の強化が図られるよう、産業界の協力を得つつ普及拡大に努めること。

以上であります。

各事項の内容、趣旨につきましては、委員会の審査を通じ十分御理解いただけることと存じておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

田端委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

田端委員長 起立総員。よって、本法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。中曽根国務大臣。

中曽根国務大臣 技術士法の一部を改正する法律案につきまして、慎重御審議の上、御可決をいただき、まことにありがとうございました。

また、ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重し、政府として努力してまいり所存でございます。

ありがとうございました。

田端委員長 お諮りいたします。

本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

田端委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

田端委員長 今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

[007/008] 147 - 参 - 文教・科学委員会 - 3号

平成 12 年 03 月 14 日

政務次官（斉藤鉄夫君） 岩瀬委員がおっしゃった問題意識を我々も非常に深く持っております。科学技術の現場に日の当たる科学技術政策をとという心づもりで今鋭意努力しているところでございます。

例えば、今回の国会に技術士法の改正案を提案させていただきました。現場で働く技術者が社会的誇りを持って働ける、そういう制度をつくろうというものでございます。

また、この一月から、大臣の発案によりまして、二十一世紀の科学技術に関する懇談会というもの、私的諮問機関でございますが、開催させていただいておりますが、これは科学技術の現場に光を当てて、現場の技術者に来ていただいて、現場の技術者だけではありませんが、各界の有識者でございますが、現場の技術者にも来ていただいて、二十一世紀の日本、科学技術の現場、物づくりの現場に日の当たる政策をどのように立てていくか、今鋭意検討しているところでございます。

よろしく願いいたします。

147-参-文教・科学委員会-3号 平成 12 年 03 月 14 日

平成十二年三月十四日（火曜日）

午前十時四分開会

委員の異動

三月十日

辞任

佐藤 雄平君

補欠選任

江本 孟紀君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

佐藤 泰三君

岩瀬 良三君

橋本 聖子君

石田 美栄君

松 あきら君

日下部禧代子君

委員

阿南 一成君

有馬 朗人君

亀井 郁夫君

長谷川道郎君

江本 孟紀君

小宮山洋子君

本岡 昭次君

福本 潤一君

畑野 君枝君

林 紀子君

扇 千景君

田名部匡省君

国務大臣

文部大臣

国務大臣

(科学技術庁長 官)	中曽根弘文君
政務次官	
文部政務次官	河村 建夫君
科学技術政務次 官	斉藤 鉄夫君
事務局側	
常任委員会専門 員	巻端 俊兒君
政府参考人	
警察庁生活安全 局長	黒澤 正和君
科学技術庁長官 官房長	大熊 健司君
科学技術庁研究 開発局長	池田 要君
科学技術庁原子 力局長	興 直孝君
法務大臣官房審 議官	小池 信行君
文部省初等中等 教育局長	御手洗 康君
文部省高等教育 局長	佐々木正峰君
文部省学術国際 局長	工藤 智規君
文部省体育局長	遠藤 昭雄君
厚生省児童家庭 局長	真野 章君

本日の会議に付した案件
 政府参考人の出席要求に関する件
 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査
 (文教行政の基本施策に関する件)
 (科学技術振興のための基本施策に関する件)
 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作
 権法の特例に関する法律の一部を改正する法律
 案 (内閣提出)

委員長 (佐藤泰三君) ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。
 委員の異動について御報告いたします。
 去る十日、佐藤雄平君が委員を辞任され、その補欠として江本孟紀君が選任されました。

委員長 (佐藤泰三君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に警察庁生活安全局長黒澤正和
 君、科学技術庁長官官房長大熊健司君、科学技術庁研究開発局長池田要君、科学技術庁原子力局長興
 直孝君、法務大臣官房審議官小池信行君、法務省民事局長細川清君、文部省初等中等教育局長御手洗
 康君、文部省高等教育局長佐々木正峰君、文部省学術国際局長工藤智規君、文部省体育局長遠藤昭雄

君及び厚生省児童家庭局長真野章君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐藤泰三君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

147-参-文教・科学委員会-10号 平成12年04月13日

平成十二年四月十三日（木曜日）

午後一時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

仲道 俊哉君

補欠選任

中曽根弘文君

三月二十九日

辞任

阿南 一成君

齊藤 滋宣君

中曽根弘文君

福本 潤一君

補欠選任

岡 利定君

長谷川道郎君

仲道 俊哉君

続 訓弘君

三月三十日

辞任

亀井 郁夫君

続 訓弘君

田名部匡省君

補欠選任

阿南 一成君

福本 潤一君

水野 誠一君

三月三十一日

辞任

岡 利定君

水野 誠一君

補欠選任

亀井 郁夫君

田名部匡省君

四月十一日

辞任

橋本 聖子君

補欠選任

野間 赳君

四月十三日

辞任

畑野 君枝君

補欠選任

井上 美代君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

佐藤 泰三君

岩瀬 良三君

野間 赳君

石田 美栄君

松 あきら君

日下部禧代子君

委員

阿南 一成君
有馬 朗人君
井上 裕君
扇 千景君
亀井 郁夫君
仲道 俊哉君
長谷川道郎君
江本 孟紀君
小宮山洋子君
本岡 昭次君
福本 潤一君
井上 美代君
林 紀子君
菅野 壽君
田名部匡省君

国務大臣

国務大臣
(科学技術庁長
官)

中曽根弘文君

政務次官

科学技術政務次
官

斉藤 鉄夫君

事務局側

常任委員会専門
員

巻端 俊兒君

本日の会議に付した案件
理事補欠選任の件
技術士法の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

委員長(佐藤泰三君) ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、斉藤滋宣君及び橋本聖子君が委員を辞任され、その補欠として長谷川道郎君及び野間
起君が選任されました。
また、本日、畑野君枝君が委員を辞任され、その補欠として井上美代君が選任されました。

委員長(佐藤泰三君) 技術士法の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府から趣旨説明を聴取いたします。中曽根科学技術庁長官。

国務大臣(中曽根弘文君) このたび、森内閣の発足に当たり、文部大臣及び科学技術庁長官を拝
命いたしました。
引き続き職に当たることとなり、大変な責任の重さを痛感しているところでございます。改めて、
委員長初め委員各位の御指導、御協力を心よりお願い申し上げます。
技術士法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。
近年、国際的な経済活動の活発化に伴い、技術者の国境を越えた活動を促進する必要性が増大して

おります。このような状況に対応するため、欧米先進国を中心に技術者資格を相互に承認する動きが具体化しているところですが、アジア太平洋経済協力、A P E Cにおいても、域内での技術者資格の相互承認に向けた基本的な枠組みが合意され、現在、詳細な検討が進められております。また、科学技術創造立国を目指す我が国としては、技術基盤の強化及び技術革新による国際競争力強化等を図るため、これを支える技術者の育成、確保が重要な課題となっております。

一方で、現代社会は技術に多くを依存し、技術が社会に及ぼす影響がますます大きくなっていることにかんがみ、技術に携わる者が公共の安全、環境の保全等の公益の確保を図るべきことが強く求められております。

本法律案は、技術者をめぐるこのような現状を踏まえ、高等の専門的応用能力をもって我が国の科学技術の向上等に資することが期待されている技術士の制度について、国際的な整合性の確保、良質の技術士の一層の育成等を図ることを目的として、外国との相互承認に備え、一定の外国の技術者資格を有する者を技術士として認めることとするとともに、試験制度の改善等を図り、さらに、技術士等が技術に携わる者として果たすべき責務について新たに規定するものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。

第一に、技術士制度について、外国との相互承認に対応するための規定の整備であります。

アジア太平洋経済協力、A P E C域内における国際的な技術者資格の相互承認の枠組み等に対応するため、一定の外国の技術者資格を有する者を技術士として認めることができることとしております。

第二に、試験制度の改善等に関する規定の整備であります。

技術の高度化や総合化等に適切に対応できる技術士を確保するため、第一次試験において、新たに科学技術全般にわたる基礎的学識及び技術に携わる者として果たすべき公益に対する責務等に関する理解について確認するとともに、技術士を目指す者が必ずこうした基礎的学識等を習得しているよう、第二次試験の受験資格として、原則として第一次試験の受験を課すこととしております。

また、より多くの若手の優秀な人材が技術士を目指すよう、一定の大学等の課程を修了した者については、第一次試験の受験を免除し、技術士補となる資格を有するものとして扱うこととしております。

さらに、より多くの技術者が第二次試験の受験の機会を持つことができるよう、第二次試験の受験要件として、技術士補として技術士を一定期間補助した場合等に加えて、新たに、優秀な指導者による監督のもとで科学技術に関する専門的応用能力を必要とする業務に一定期間従事した場合を認めることとしております。

これらの措置に加え、試験制度の改善に向けた所要の規定を整備することとしております。

第三に、技術士等が技術に携わる者として果たすべき責務に関する規定等を新たに追加することとしております。

まず、技術士及び技術士補について、その業務を行うに当たって、公共の安全や環境の保全等の公益を害することのないよう努めるべき責務を規定することとしております。

また、技術士について、継続的にその知識及び技能の水準の向上を図るなど、技術士としての資質の向上に努めるべき責務を規定するとともに、関連する所要の規定を整備することとしております。

以上が本法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

委員長（佐藤泰三君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

147-参-文教・科学委員会-11号 平成12年04月18日

平成十二年四月十八日（火曜日）

午前十時一分開会

委員の異動

四月十四日

辞任

井上 美代君

補欠選任

畑野 君枝君

四月十七日

辞任

田名部匡省君

補欠選任

松岡満壽男君

四月十八日

辞任

亀井 郁夫君

畑野 君枝君

補欠選任

岸 宏一君

筆坂 秀世君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

佐藤 泰三君

岩瀬 良三君

野間 赳君

石田 美栄君

松 あきら君

日下部禧代子君

委員

阿南 一成君

有馬 朗人君

井上 裕君

扇 千景君

亀井 郁夫君

仲道 俊哉君

長谷川道郎君

江本 孟紀君

小宮山洋子君

本岡 昭次君

福本 潤一君

畑野 君枝君

林 紀子君

菅野 壽君

松岡満壽男君

国務大臣

文部大臣

国務大臣

(科学技術庁長

官)

中曽根弘文君

政務次官

文部政務次官

科学技術政務次

官

河村 建夫君

斉藤 鉄夫君

事務局側

常任委員会専門

員

巻端 俊兒君

政府参考人

科学技術庁科学

技術振興局長 越智 謙二君
科学技術庁研究
開発局長 池田 要君

本日の会議に付した案件
政府参考人の出席要求に関する件
技術士法の一部を改正する法律案（内閣提出、
衆議院送付）
教育公務員特例法等の一部を改正する法律案（
内閣提出、衆議院送付）

委員長（佐藤泰三君） ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る十四日、井上美代君が委員を辞任され、その補欠として畑野君枝君が選任されました。
また、昨日、田名部匡省君が委員を辞任され、その補欠として松岡満壽男君が選任されました。

委員長（佐藤泰三君） 技術士法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

岩瀬良三君 それじゃ、本日の主題でございます技術士法の方へ入らせていただきたいと思います。
まず、試験制度について御質問したいと思いますけれども、科学技術創造立国ということで重要な
施策になっておるわけございまして、優秀な人材を育成するということは今後の日本にとってぜひ
必要なことであるし、国際競争にも勝っていかなければならないわけでございます。また、そういう
中で、特に若手の技術者にそういう活躍を期待しているわけでございます。

そういう点で見ますと、この技術士制度でございますけれども、能力証明というようなことでのこ
の技術士の資格があるわけでございますが、そういう中で、技術士の試験合格者の平均年齢、これが
四十数歳というように非常に高く、非常に社会的には活躍されている人ですけれども、私が思うには
少し高いんじゃないかと、こういうふうに思うわけでございます。

それというのも、実務をやって七年間の経験を積んだ後というようなことが一つの原因ではないか
というふうに思うわけでございます。

もちろん、こういう資格でございますので、経験を積んでやるということは大事なことでございま
すけれども、いろいろなものを見ますと、いろいろなノーベル賞のすばらしい発見とか研究成果をや
った者は三十代の方が一番多いんだそうで、そういうようなことも考えますと、三十代でこういう資
格を取得して社会的に活躍していただけるのが一番じゃないかというふうに思うわけでございます。
そういう中で、若手の技術者が技術士試験をより受験しやすくすることが必要じゃないかと思うん
ですが、どのような措置を講じておられるのか、その点についてお伺いいたします。

政務次官（斉藤鉄夫君） 岩瀬委員おっしゃるとおり、日本の技術士の平均合格年齢四十三歳、そ
れに相当する欧米の技術者の合格平均年齢が大体三十二、三歳と、こういう十歳以上の開きがあるわ
けでございます。そういう意味で、若い優秀な技術者がたくさん受験して合格するようなシステムに
すべきだということも今回の改正の一つの観点でございます。

これまででは技術士になるのに二つの方法、ルートがございまして、一つは七年間の実務経験を積ん
で直接第二次試験を受けて技術士になるという方法と、第一次試験を受けて技術士補となって、技術
士の指導を受けて四年間実務経験を積みれば第二次試験を受けられる、こういう二つのルートがござい
ました。

つまり、技術士補のルートをとれば実務経験を四年に短縮できるという手段があったわけござい
ますが、現実には、その指導をする技術士そのものが非常に少ないということもございまして、その

ルートはほとんど使われませんでした。

今回の改正におきましては、技術士を持っていなくても、ある一定の要件で優秀な技術者、指導者であると認められた人、これは今後省令で定めるわけでございますけれども、そういう指導者のもとで指導された場合は、その実務経験を四年でいいと、こういう新しい第三のルートを設けたということも今回の一つの改正点でございます。

まず、こういう形で若い優秀な技術者がどんどん受けていただくように努力をしていきたいと思っております。

岩瀬良三君 結構なお話だと思うんですけども、それとともに、ちょっと私は判断に迷うのは、第一次試験を受けて、今度第二次試験をみんな受けるようになるわけでございます。そうすると、今までは第一次試験をやらなくてもいい人もいたわけでございます、経験年数で。そういう中で考えると、これはハードルが高くなったのかなと、こうも思うわけでございます。

一方、できるだけそういう技術士の資格を持ったたくさんの方が活躍していただきたいということであると、試験の合格者もふやしていく傾向にあるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

そうすると、今回、今までの技術士のレベル、考えられていたレベルというものがちょっと下がる形にもなるのかなと、こうも思うわけでございます。レベル的と申していいのかわかりませんが、どちらに振れてきたのか、この試験制度の改正はどうなったのかという点についてはいかがでございましょうか。

政務次官（齊藤鉄夫君） 結論から申し上げますと、レベルは決して低くならないと、このように考えております。

厳しくなった点は、先ほど申し上げましたように、必ず第一次試験を受けなければならないとした点でございます。また、その第一次試験の中で、科学技術全般にわたる基礎的学識、新しくそういう科学技術全般について知っておかなければいけないという項目を設けましたし、また、社会的な使命が増大しているということからかんがみて、技術士等の義務の遵守に関する適性ということも含まれました。これが厳しくなる点でございます。

逆に、先ほど申し上げましたように、一定の優秀な指導者のもとで四年間指導を受ければ第二次試験を、第一次試験の合格者についてでございますが、その実務経験を四年に短縮できるでありますとか、また、一定のエンジニアリング課程を卒業した者については、これは文部科学大臣が定める課程でございますけれども、一次試験を免除できるというふうな項目も設けました。これはある意味では易くなる方向でございます。

厳しくなる方と易くなる方、両方あるわけでございますが、両方のことから受験者も大きくふえる、このように考えておまして、決してレベルは下がるというふうには思っておりません。

岩瀬良三君 技術士の権威を維持することも私は大事だろうというふうに思うわけでございます。

それからもう一つは、今度は技術者教育の点についてお伺いしたいと思うんですけども、この試験制度、今回こういう形で見直されるわけでございますが、それとともに、大学における技術者教育の充実、これも大事ではないかというふうに思っているわけでございます。ともすれば、大学は出たけれども会社ではすぐ使えないよというような話も聞かされてきたりなんかして、産業界の要望にこたえていない、まだこたえられないのかなという点もあるんじゃないかと思うわけでございます。

そこで、近年、学協会が中心となって、外部機関による技術者教育認定システム、こういうものの構築の準備が進められているというふうに聞いておるわけでございますけれども、認定システムの概要と申しますか内容と申しましょうか、そういう点についてお願いしたいと思います。

政務次官（齊藤鉄夫君） 岩瀬委員御指摘のとおり、最近、日本工学教育協会でありますとか、また技術系のいろいろな学協会を中心にいたしまして日本でも、大学ないしは高等専門学校も入るかと思っておりますけれども、技術者教育システムそのものを評価して認定しようと、こういう動きがございます。

これは欧米においてはもう既に行われていることでございますけれども、現在考えられておりますのは、日本技術者教育認定機構、J A B E E と略称しておりますけれども、この認定機構をつくって、その共通的な基準に基づいて高等教育機関における技術者教育プログラムを評価、認定しようと、こ

ういう動きでございます。

吉川先生が中心になられて昨年の十一月に設立されたものでございますが、このJ A B E Eによって一定水準の技術的能力を持つ技術者となるための必要な教育を受けているということが保証されるということになれば、このJ A B E Eが認定した課程を修了した者については一次試験を免除する、こういうふうに今考えているところでございます。

岩瀬良三君 産学一体となったそういう形、大変結構だと思うわけでございます。

また、アメリカでは、お話を聞きますと、やはりA B E Tというのがあるそうでございまして、それを通った後、プロフェッショナルエンジニアというようなものになって試験を受けているというようなことだろうと思うわけでございます。こういう形で日本も産学一体となつての経験ないし教育、こういうことがなされて優秀な技術者が育っていくということは必要なことだろうというふうに思うわけでございます。

そこで、この技術者教育と技術士の資格付与とのつながりが問題になってくるんじゃないかと思うわけでございますが、このつながりについてはどのような認識をしておられるのか、それがこの改正にどういう形になっていくのか、そういう点について大臣にちょっとお伺いしておきたいと思ひます。

国務大臣(中曾根弘文君) 科学技術創造立国、そういう国の実現を目指すということで我が国は今努力しているわけでありましたが、そのためには技術基盤を強化することと、それからもう一つは技術革新による産業の国際競争力を強化することが大切であると思ひます。

そして、そのためには、言うまでもありませんけれども、これを支える技術系の人材の確保、育成、これは非常に重要な課題でございます。そして、このためには、技術者教育の段階から、技術士の資格の付与、またさらに、継続した教育にまでわたつての、生涯にわたつての一貫した整合性のある技術者教育システムを構築していくことが重要でございます。

このような技術者教育と資格付与の一貫性を図る観点から、ただいま総括政務次官が申しあげましたJ A B E E、日本技術者教育認定機構による認定を行うということにしたものでございますけれども、この機構による認定を参考といたしまして、文部科学大臣が大学等の教育機関における課程を指定いたしまして、そしてその課程の修了者に対して、技術士を目指す道を開くために第一次試験を免除しているということになっております。

私といたしましては、今回の法律改正によりまして技術士制度の改善を図つて、そして我が国が必要とする非常に質の高い、また十分な数の技術者の育成確保に努めていきたいと、そういうふうに思つておるところでございます。

岩瀬良三君 優秀な技術者がそういう形で誕生していくということは非常に結構なことだろうと思うわけでございますが、そうなるためには、技術者の方で技術士というものになりたいという、逆に言えば魅力がある制度が必要なんじゃないかな、制度といいいますか魅力あるものが必要なんじゃないかなというふうに思うわけでございます。技術士になりたいという気を起こさせる特典と申しましようか、そういうものについてはどうお考えでしょうか。いろんな意味でなつた方がよかつたか、こういう形が多くの人に、殊に若い人にはそういう気持ちが起こっていくだろうと思うんですが、いかがでございましょうか。

政務次官(斉藤鉄夫君) 技術士の特典は何かという御質問でございますが、この技術士の資格は個人に与えられるものでございまして、その技術者としての能力が品質保証されたという点が第一の特典かと思ひます。名称独占の資格でございますので、個人の能力が保証されたという点だと思ひます。

具体的には、建設業法に基づく公共事業の競争入札のときに、その会社が建設業者の経営事項審査を受けるわけですけれども、技術力評価を受けるわけですけれども、そのときに例えば一級建築士は五点、技術士がいれば五点ということで高い評価を受けているということが、これは組織としての特典ということになるかと思ひますけれども、あります。また、建設コンサルタント業務、それから農水省関係では治山・林道事業、土地改良事業等において技術士を活用しなければならないということが定められております。これも組織の特典ということになりますけれども、こういう特典がございませう。

岩瀬良三君 技術士が会社におるといことがその会社の特典、いわゆる判定の特典になっていくということは、これはできるだけそういう方向に持っていったきたいと思うわけでございます。また、技術系の会社の組織の中で、例えば課長さんになるのは技術士の資格を持っている方がなるんだよというような、そういうムードができてくるとまたいいと思うので、これは経済界にそういうことを要請していくことが必要なんじゃないかなと思うわけでございますが、またひとつそういう努力をしていただければというふうに思うわけでございます。

それとともに、もう一つお聞きしたいのは、日本ではそういう形で技術士の資格がなされるわけでございますけれども、これを国際的に活用してもらおうというのがこの一つの目的であるわけでございまして、お互いが同じくらいのレベルでいかないとせっかくやっても意味がないわけでございます。各国の技術者の資格要件、こういうことが大事だろうというふうに思うわけでございますので、こういう点について科学技術庁の方ではどう考えておられるのか、その点お伺いしたいと思います。

政務次官（斉藤鉄夫君） 今、具体的にはA P E Cの相互承認プログラムを、大きな枠組みをつくっております。この大きな枠組みができればそれぞれの国と二国間協定に入るわけですが、そのA P E Cエンジニアの要件として合意されている事項として五つございます。

一つは行動規範の遵守、いわゆる職業技術者としての倫理規定でございます。二番目が、一定のエンジニアリング課程を修了しているということ。それから三番目に、一定の実務経験を積んだ者であること、先ほど申し上げました七年とか四年の規定でございます。それから、継続的に技術能力を開発していること、能力の維持向上義務でございます。それから五番目に、自己の判断による業務遂行能力を有すること。この五つがA P E Cの相互承認の一つの最低要件ということになっておりますけれども、あと具体的に二国間協定の中で、同等のレベルの技術者になるように細かい点を決めていきたいと思っております。

岩瀬良三君 各国でそういう統一基準でもってやっていただくことが必要だろうと思うわけでございます。

今、A P E Cのお話が出ましたけれども、一説によると、東南アジアでは、コストの面から見たら日本の技術者が活躍する場が少ないんじゃないかと言う人もいるわけでございます。そうじゃなくて、今までも東南アジアに日本の技術者がたくさん行ってたこともあるわけでございますけれども、向こうの方が賃金も安いというようなことがあるのじゃないかという点もあるわけでございますが、それにかかわらずA P E C外に、ヨーロッパであるとかアメリカ、米州の方でも活躍できるような形でやっていくことが必要じゃないかと思うんです。

そういう意味で、その相互承認、今後どのような国と申しますか、どのような相手とどのようなスケジュールでこういう形を科学技術庁としては進めていかれるのか、そういう点についてお伺いして、時間があればまたお伺いしますが、お願いしたいと思います。

政務次官（斉藤鉄夫君） A P E Cの域内でオーストラリア、カナダ等が非常に積極的でございますので、オーストラリア、カナダ、また日本も含めて八カ国、そのほかにも対象となる国はあるんですが、現在までに調べたところ、相互乗り入れするレベルを向こうが持っていないというふうな国もございまして、そういうところは入っておりませんが、対等な相互乗り入れができるその八カ国間で今協議が進んでおります。

大きな枠組みをことしの十月までにつくりまして、その大きな枠組みができた後、各国との二国間協定に入って行く予定でございます。またその先も、ヨーロッパ等もあるわけでございまして、その枠組みを広げていきたい、このように考えております。

岩瀬良三君 では、できるだけそういう形で日本の技術者が活躍できるようにひとつお願い申し上げて、質問を終わります。

石田美栄君 民主党・新緑風会の石田でございます。

早速、技術士法の改正について質問させていただきます。

このたびの技術士法の改正も、A P E C技術者資格相互承認プロジェクトが進行する中で、よくあ

るいわば外圧によるようなものかなと。いずれにしても、趣旨は非常にいいことでありますが、それだけではなくて、近年連続して起きております科学技術の推進の中で失敗がいろいろあることを考えてみますと、こういった技術全体の向上に資するこういう法律改正、遅きに失したとも言えるのかも知れませんが、この基本的な考え方にある、質が高く、かつ、十分な数の技術者の育成確保、そして高度化、複雑化が著しい科学技術に対する信頼性や安全、安心の確保の観点から、技術者は高い職業倫理を備えることというのは大変重要なことであるというふうに思います。

これまでも理工系大学を出て技術系の仕事についていた人というのはたくさんあったはずでありますけれども、なぜ資格を取る人が少なかったんでしょうか。ほとんどが建設関係に偏っているということもあります。それで、これまで技術士を取る人が少なくて、建設に偏っていたという状況でも何ら支障はなかったんでしょうか。

国務大臣(中曽根弘文君) きょうは技術士制度の御議論をいただいておりますが、お隣の斉藤総括政務次官は多分国会でもただ一人か二人の技術士だろうと思います。また、科学技術庁におきましても本庁では唯一の技術士で、あとは航空宇宙技術研究所に一人いるだけというような状況でありまして、この改正を機に大いに技術士の制度を充実して、またその資質も高め、また国民の皆さんにも知っていただきたい、そういうふうに私は思っております。

御質問でございますけれども、昭和三十二年の成立以来いろいろな普及・広報活動を行ってきたわけですが、技術部門によりましてはこの技術士制度の存在さえ知られていない場合があるという状況もありまして、必ずしも十分に普及されているとは言いがたいのが現状でございます。大変残念でございます。

技術士登録者数を部門別に見ますと、建設部門がお話しのとおり約半数と圧倒的に多くなっておりますけれども、その理由は、先ほども岩瀬先生の御質問にお答えいたしました、公共事業の競争入札に参加しようとする建設業者に対する建設業法に基づく経営事項の審査において、技術士に対して高い評価を与えているということ、またさらに、建設コンサルタント業務等の請負契約の入札資格として技術士が考慮されている、そういうことなどから、公共事業において建設部門の技術資格が有効に活用されてきたためであると、そういうふうに思っております。

日本の技術力の向上を図るためには、やはり高い職業倫理を有して、また十分な知識とか経験、そういうものを有する技術士が広く活用されることが当然重要であります。これは全部で十九部門あるわけでございますけれども、活用が進んでいない部門を中心に全部門にわたって技術士制度の活用が図られるよう、科学技術庁といたしましても関係省庁や産業界に対して働きかけをこれからもどんどん行っていききたいと、そういうふうに思っておりますし、また、この有用性に関する社会的認識も増進するように、この制度に関する周知活動に努力をしていききたいと思っております。

石田美栄君 この第三十一条の二の第二項によると、「大学その他の教育機関における課程であつて科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したものを修了した者は、」「技術士補となる資格を有する。」とございますから、先ほどもちょっとお話に出ましたが、大学のどの程度、ほぼ理工系の大学を卒業した者は一次試験が免除ということになるでしょうか。

政務次官(斉藤鉄夫君) 現在、技術者教育のいろいろな課程、具体的には何々大学の何々学科と、どの程度のレベルで教育をしているかということを確認するJABEE、そのJABEEの認定を参考にして決めるということございまして、すべての大学のエンジニアリング課程がその対象になるとは聞いておりません。

そのJABEEではどういう課程を認めるかということでございますけれども、科学技術全般にわたる基礎的学識、また技術者の義務の遵守に関する適性、またもちろんその専門的学識、こういうものが一つの大きな判断になる、このように聞いております。

石田美栄君 というのは、日本の大学の場合、設置基準があって、今かなり規制の緩和が進んでおりますけれども、大体どこの大学もある基準の教育課程 カリキュラムというのは基準がありますから、どこもカリキュラムを見れば似たり寄ったりだから、そういう基準でいくとどこも認定されるのかなというふうに、教育内容の深いところまで評価をするというのはなかなか難しいから、どの辺で

認定するのかなというふうに疑問にやっぱり思います。この大学はいい大学だからオーケーで、こちららという、なかなかJ A B E Eが認定する、評価するのは難しいかなというふうに感じております。

そうだとすると、何%くらいの理工系が承認されるか。あるいは理工系だけではありませんね、農学部とかそういうのもございますが、だとすると、このたびの改正で求められている特に高い職業倫理、一次試験で職業倫理等の確認ということが入っていますが、基礎的な一般知識はそういう理工系であればある程度の科目はやっていますけれども、職業倫理というところですね、教育プログラムの認定だけで職業倫理、技術者倫理の確認が十分のかなという疑問を持つのですが、その点はいかがでしょうか。

政務次官（齊藤鉄夫君） 職業倫理、これには、個人や会社の利益よりも社会の利益を優先するとか、社会的な安全性について配慮するとか、また秘密の保持というふうなことが入るかと思えます。

この面に関しましては、一次試験を受ける人はその一次試験の中にその内容がございます。また、一次試験を免除される人は、先ほど申し上げましたけれども、大学のエンジニアリング課程の中にそういうことが含まれていることという確認がございます。またその上に、二次試験でも同じようにこの項目がチェックをされる。特に面接試験等もございます。

そういう形で、この職業倫理についても万全の体制でチェックをするということになっていると考えております。

石田美栄君 お答えのようなことですが、大学の教育内容でそういうものがきちっと位置づけられるのかなという不安はございます。医学部なんかでは最近そういう医学倫理なんかの、特にそういう科目を定めて多分カリキュラムの中に入っていますけれども、こういう理工系の学部というのは、中にそういう職業倫理を教育するようなカリキュラムが入っているのかなという疑問もありましてお尋ねしてみましたが、この点でもしっかりと職業倫理が確認できるようなことを考えていただきたいと思えます。

さて次に、高専とか専門高校、専修学校の扱いは、こういう認定というのではどういうふうになっていくのでしょうか。また、これらの学校では、今生徒が取れる資格試験にはどういうものがあって、そういった資格の一次試験の中での扱いはどうなっていくのでしょうか。

政務次官（齊藤鉄夫君） 技術士制度全体の中では、学歴は基本的に関係ないというのが大きな基本的な思想でございます。二次試験はすべての人が受けなくてはならないわけでございますし、そこでは厳しくその能力がチェックされます。

ただし、先ほど申し上げましたように、たくさんの人に受けていただくということで、ある一定の課程を卒業した人は免除されるとか、また、一定の資格を持っている人は試験の一部が免除されるというふうな点も考慮されております。

お尋ねの、高専それから専門高校、専修学校につきましては、一定の技術系の資格を持っていらっしゃる方には、共通科目、これは数学、物理、化学、生物、地学のうち二科目を選択するんですけれども、それを免除することとしておりますし、また、高専や専門高校での卒業生が取ることのできる測量士、それから公害防止管理者等の資格を持っている方もこの共通科目の試験免除という、そういうコースもございます。

また、専門高校につきましては、先般、衆議院科学技術委員会において可決していただいた際に附帯決議がございまして、「技術士制度の一層の普及拡大を図るため、技術士試験第一次試験の一部の試験が免除される国家資格として、専門高校、専修学校等に関連する資格の数を増やすよう努める」旨の附帯決議をいただいたところでございます。

意欲がある学生に対して卒業後の多様な進路を示すということは非常に意義あることとございまして、こうした一部試験免除の対象となる資格をふやすことについて、工業高校の関係者の御意見を聞きつつ検討していきたいと考えております。

また、ある意味でこの技術士試験、今回、ある一定のエンジニアリング課程を卒業した人については一次試験を免除するという事は、逆に、技術士を取れば、エンジニアリング課程を卒業した人と同等以上の能力を持っているということが証明されたこととなりますので、高専や工業高校卒業生に対しても、勉強していただくインセンティブを持っていただければいいかと思っております。

石田美栄君 いろいろなことが考えられているようでありますけれども、今までの試験でも、受験者と合格者の数を見ていると、学歴は問わないというものの、なかなか難しい試験なのかなという印象を持っております。

さて、次の質問に移らせていただきます。

第二次試験の受験要件の一つである、すぐれた技術者の指導のもとでの四年間を基本とする修得プログラムの実行というふうにあります。先ほども岩瀬委員の質問の中でもお答えになっていたんですけれども、すぐれた技術者のもとという、このすぐれた技術者というのは省令で定めるとおっしゃいましたが、どういう認定手続をするのか、もう少し詳しくお聞かせいただけたらと思います。

政務次官（斉藤鉄夫君） すぐれた技術者の具体的内容ということでございますが、先ほど石田委員おっしゃったように、技術士審議会の意見等も踏まえながらこれから省令で詳しく決めていくところでございます。

イメージといたしましては、その技術部門、例えば建設部門の河川であれば河川、そういう部門でこれまで一定以上の実務経験を有して、かつ大所高所から、もう計画から設計、そして施工、その後のメンテナンス、こういう一連のエンジニアリング過程すべてを俯瞰して見ることのできる適当な地位にいらっしゃる方、そして具体的に実績のある方、このようなイメージを抱いておりますが、具体的には今後省令で定めてまいります。

石田美栄君 文部大臣から指定されて技術士試験に関する一切を行ったり、また受験のための講習プログラムだとか継続の教育とか、さらには技術士登録の事務も行う、そしてこれからは技術士研修の責務が加わるなど、国際的にも重要な役割を果たすこととなります。日本技術士会、そして学協会もそうですね、こういうのはどういう組織なんでしょうか。そしてさらに、今後新しい展開に向けていかなる充実強化が必要なんでしょうか。

政務次官（斉藤鉄夫君） 社団法人日本技術士会は、この技術士法において設立が規定されている公益法人でございまして、技術士の品位の保持、それから業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡を行うということとされております。そしてそのほかに、国の指定を受けて技術士制度についての試験事務、登録事務を行っております。また、技術士の資質向上の責務を今回新たに法律上明記することといたしましたので、これを実際効果あらしめるために、いろいろな研修の実施等を今回目的として追加させていただいたものでございます。

学協会につきましては、技術士会の技術士という性格上、いろいろな技術分野の学会、協会と連携をしております。今後ともいろいろな分野の学会、協会と連携を密にしながら、この技術士が実際に社会に普及していくように努めてまいりたい決意でございまして。

石田美栄君 科学技術立国を目指す日本の国としては、こういった協会の役割というのは非常に重要だと実感しております。これからますますその役割も重要になりますので、充実強化をぜひお願いしたいと思います。

そして、受験要件について、高等教育機関の技術者教育の専門認定を行ったり、また技術者教育の国際的相互認定問題などについて日本を代表して対応する、また対応していくというこの日本技術者教育認定機構というのもどういう組織なのかなど。大変重要な役割を持つ機構になるようですが、今回の技術士法の中で法的な根拠は何もありませんね。そして、学協会の連合体というふうに書いてありますけれども、これは今どういう組織で、これからどういう組織にしていけるおつもりなのか、J A B E E のことについてお伺いいたします。

政務次官（斉藤鉄夫君） 日本技術者教育認定機構、J A B E E についての御質問でございます。このJ A B E E は、いろいろな学会、協会が集まりまして、技術者教育の課程を評価しようというものでございます。

このJ A B E E の役員リストを見ますと、日本工学教育協会会長の吉川先生が会長、それから日本工学会の大橋会長がこのJ A B E E の副会長、また民間企業の技術者の方も副会長として入っていらっしゃいます。そのほか例えば日本機械学会、建築学会、土木学会、鉄鋼協会、農学会、電気学会等いろいろな学協会がこの機構を構成しております。

この目的は、先ほど岩瀬委員からの質問にお答え申し上げましたとおり、欧米で今行われておりますと同じように、大学等の教育について一つ一つ評価、認定しようというものでございまして、その卒業生については、一定のカリキュラムを卒業しているということ、そして能力を持っているということを実証しようというものでございます。

今回の技術士法の改正に当たりましては、より多くの優秀な若い技術者にこの技術士の試験を受けてほしい、そういう観点から、このJ A B E Eが認定したカリキュラムを卒業した技術者については一次試験を免除するというようにしたものでございます。

石田美栄君 技術士会もそうですし、日本技術者教育認定機構、こういういろんな組織が今後本当に重要な役割を果たすことになっていきますが、こういういろんな組織は、科技庁との関係、連携とか指導とか、そういうふうな関係はどういうふうになっていくのですか。

政務次官(齊藤鉄夫君) この機構は科技庁とは直接関係ございません。あくまでもいわゆるいろいろな学会、いろいろな協会、これもある意味では任意団体でございますし、その学協会が中心になっていく教育認定機構につきましても、直接の指導、監督をする、そういう関係にはございません。

しかしながら、技術者教育ということで、これからの科学技術創造立国という意味で非常に大きな役割を担われるのは確かでございますので、いろいろな科学技術政策の御理解等について意見交換をする、また情報交換をするということについては今後密接に関係していきたいと思っております。

石田美栄君 技術者資格の国際的な相互承認への対応が急がれていて今回の法律改正でもありますが、A P E Cでの技術者資格相互承認プロジェクトの今後の進展。そして、そうしていく中で今後どういう問題とか困難が予測されるのでしょうか。この二つは大臣にお答えいただけるといいのですが。

国務大臣(中曽根弘文君) A P E Cの技術者資格相互承認プロジェクトにつきましては、我が国のほか七つの国・地域、例えば韓国、マレーシア、ニュージーランド、タイ、オーストラリア、カナダそして香港と、全部で八カ国・地域というんでしょうか、が積極的に今取り組んでおるところでございます。ことしの十月にこのプロジェクトの検討が終了し、A P E C技術者としての基本的な登録要件等が取りまとめられることになっております。

そして、それ以降、これらの国々との間で技術者資格の相互承認のための具体的な協議が二国間でそれぞれ行われると思っております。これらの二国間の協議におきましては、相互承認の対象となる資格の技術部門間の整合性を確保する、これが大事でありまして、そのための調整等が検討課題として考えられますけれども、いずれにいたしましても、円滑にまた適切にこの相互承認というものが行われるように今後努力をしていきたい、そういうふうに思っております。

石田美栄君 これも先ほど岩瀬委員からもお話しありましたけれども、技術士制度の普及拡大とともに、この制度の社会的な認識をどう進めていくのか。私も、今回の技術士法は本当に専門外の分野ですけれども、一般的には確かに、産業界のいろんな部分で働いている人たちが何か資格を取らなくちゃいけないのがあるということは薄々わかっていたんですが、結構これは高度な資格があるんだということを認識したようなことであります。

建設とか農林関係は公共事業との関係で今までも技術士への認識が高く、相当普及していたわけですが、今後、それ以外の産業界との連携、いろんな会社の中でもやっぱり特典があるといったような産業界との連携も非常に重要になってくると思います。どのように進めていけるのか。

そして、いろいろ今回資料をいただいて見ましたら、女性の割合が、数が非常に少ない。こういう分野というのはこれから本当に女性が進出すべきですし、重要な分野だと思います。生物工学とか環境は五・四%とか六・四%とぐっと高くなっていますけれども、こういった女性についても今後もっと啓蒙が必要だというふうに感じます。

今のようなことにつきまして大臣の御所見をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

国務大臣(中曽根弘文君) 先ほども申し上げましたけれども、この技術士の制度の社会的認識を

高めるといことは大変重要なことであると思っております。

技術士は、職業倫理を有するということが重要なポイントでありますし、また、継続した教育によりまして、最新の技術や知見を備えて高等の専門的応用能力等を有することを証明する資格であります。したがって、この技術士の活用が拡大するということは、日本の技術基盤やまた国際競争力の強化にとって極めて重要なものであります。

科学技術庁といたしましては、この技術士制度の有用性につきましては、今、委員からも御指摘ありましたけれども、この技術士の技術能力が一定水準以上であるということを確認、証明するものであるということ、それから他の業務資格を取得する際にこの技術士資格を有する人については試験の免除等を行うということ、こういうことがございます。

現在、三十六の資格について試験免除等の特典がありますけれども、そういうことについて社会的認識が増進するよう取り組みを一層強化しなければならないと思っておりますし、さらに産業界やまた他の省庁とも協力いたしまして、今申し上げた技術能力証明としての活用や他の資格との連携を一層促進し、日本の技術活動全般にわたって技術士制度が活用されるように努力をしていかなければならない、そういうふうに思っております。

女性の比率が、全体の中で大変残念ながら〇・四九%というのが実態でございまして、委員御指摘のとおり、女性の方々にももっともっと進出をしていただくように私たちいろいろ考えなければならないと思っております。

石田美栄君 終わります。

福本潤一君 公明党の福本潤一でございます。

技術士に関するさまざまな質問が出て重なっているのもかなり多くなっておりますので、最初に、四月十七日から二十三日まで科学技術週間だという報道がきのうありました。私も、そうだったのかということできのう再認識させていただきましたが、昭和四十年代に理工系ブームというのがあったときに、かなりの方々がエンジニアが希望職種の第一位とかというような時代、斉藤政務次官も私も同じ時代に同じ高校で生活したわけですが、科学と技術、科学者と技術者という言葉がございまして、科学と技術の違いをどういうふうに科学技術庁としては考えておられるだろうか、そこを最初に、ちょっと哲学的な話で申しわけありませんが、質問させていただきます。

政務次官（斉藤鉄夫君） 科学と技術の違いでございますが、科学とは、まさに物事、現象の奥に秘められている法則性を理解するための行為、これが科学だと思います。技術は、その行為によって得られた知識を使って実際に社会に有用な形とすること、これが技術だと思っております。

福本潤一君 私もちょうど同じ認識でございまして、真理の認識のための科学と、またその科学を、価値を創造するために技術があるという認識でございます。

その中で、技術士という技術者とはまた違う形で認定する資格の今回改正があるわけですが、認知度も少ない、また取得者も少ないということでございますので、最初に、霞が関の中でさまざまな省庁でございますが、農水とか建設が多いということですので、運輸、厚生、科技庁、斉藤政務次官も技術士を取っておられるということでございますけれども、取得者の総数はどれぐらいなのか、国の機関の方でまずお伺いさせていただければと思います。

政府参考人（越智謙二君） お答え申し上げます。

各省庁におきまして、地方機関、研究所等も含めまして平成十一年四月一日現在で、建設省が百九十八名、農林水産省が三十四名、運輸省が九名、厚生省はゼロ、科学技術庁は先ほど大臣からお答え申し上げましたように総括政務次官を含めて二名が技術士として登録されております。

福本潤一君 若干具体的な話にさせていただきますけれども、各省庁が試験をそれぞれ持っていたりしますが、十九部門ある中で、試験をしたときの手数料等、具体的にどういう形で試験収入が上がって、具体的にどういう使われ方をしているかというのを伺いさせていただきます。

政府参考人（越智謙二君） 平成十一年度の技術士試験で申し上げますと、第一次試験の受験手数

料が一万一千円でございます、受験申込数が約一万三千でございます。受験手数料収入が約一億四千六百万円でございます。それから、第二次試験の手数料が一万四千元でございます、申込者が約三万四千人、収入が約四億七千九百万円となっております、受験手数料の収入の総額は六億二千五百万円でございます。

日本技術士会が指定試験機関としてこの運営を行っておりますけれども、これは技術士法の中に既に事業計画あるいは収支予算あるいは決算等について規定がございまして、これは厳密に科学技術庁の方でチェックすることになっておりまして、受験手数料の管理運用は厳格に行われているところでございます。

福本潤一君　そういう形で各試験があるときに、アメリカまた今回のA P E C関係の国々でよく受けられている、日本で受けられていないところに、ある程度日本の技術士という資格に対する認知度の背景があるかと思えます。日本では、ある意味では会社で事業をいたしますので、個人で将来コンサルタント業務でもやろうとかいうような形のときにこういう資格を取ろうとするところがありますけれども、欧米も含めて個人のスペシャリストは、技術者としての実力が会社内におろうと問われるというようなところがあるので、背景的な問題もございまして。

先ほど各省庁で言われた建設省は、もうそれこそ五〇%以上の比率、また、全体では五〇%ですけれども、省庁では特に建設省に集中しているというのがございました。ですので、一概にこれをふやさような方向でというふうに私は申しませんが、建設部門でこれだけ多い理由、またその役割、若干述べていただいておりますけれども、念押しで聞かせていただきたいと思えます。

政務次官(齊藤鉄夫君)　建設分野で多い理由は、公共事業の競争入札における建設業者の経営事項審査において、技術士が何人いるか、技術士一人当たり五点という点が与えられております。そういう技術士に対して高い評価が与えられているということ、それから建設コンサルタント業務等の請負契約のときに入札資格としてこの技術士が必要であるということ、その点が建設分野で多い理由だと思えます。

他の分野ではこういうものがない上に、今までの日本の社会風土として、技術的な仕事は会社が行うもの、組織として行うものということで、個人一人一人の技術者に焦点が当たっていなかったということがあるかと思えます。

福本潤一君　既存の業として体系立っているところはこういう形でふえていくだろうと思えます。

新しい分野の中でこの資格を取ろうというときに、十九部門の中に環境部門がございましたので、そこに若干焦点を絞って聞かせていただきたいと思えます。

〔委員長退席、理事岩瀬良三君着席〕

この環境部門、大学でも環境という名前をつけると学生が集まるということで、最近、バイオとか国際とか情報とか環境という名前がつく学科がふえると急に活性化する、流されるような状況が学生の中に生まれていますけれども、この試験内容と同時に、よく取ろうとされる資格でI S Oというのが具体的でございます。したがって、こういう資格を取る必要度、評価とともに絡んでくるわけでございますが、環境部面でどういう形で試験をされていて、I S O国際規格とどういう関係にあるかというのを伺いたいと思えます。

政務次官(齊藤鉄夫君)　技術士制度におきまして平成六年に環境部門を新設いたしました。これは、環境保全に対するニーズが多くなりまして既存の技術分野では対応できないということで、環境保全に係る計画、それから環境の測定、自然環境の保全に関する技術ということで新設をいたしました。

科学技術庁におきましても、環境保全に係る業務を実施できる能力を有する者として位置づけ、活用を図るように環境庁に対しても検討を依頼しているところでございます。

また、中央環境審議会の場合におきましても、環境アセスメント等をより実効性の高いものにするため、環境部門の技術士の活用を図ることについて検討を提案しているところでございます。

今後とも、環境部門の技術士の活用のために積極的に取り組んでいきたいと思っております。

また、I S Oとの関係でございましてけれども、国際相互乗り入れした段階でのこの技術士資格の環

境部門が、ある意味では環境部門のISOと、こういうふうに位置づけられるように努力してまいります。

福本潤一君 今、環境部門のISOというふうに言われました。国際規格になりますと、日本の会社も、海外進出するときはその資格を取っていないと業務がうまくいかないとかいうことがあって取ろうとする会社が多いわけですが、そういう意味では、技術士を国際的な規格の中でプロフェッショナルエンジニア、PEというのと資格的に同格のような形で持っていこうとすると同時に、今意気込みを言われたのでもう一つ提案しておきたいと思っておりますのは、ISOというのは欧米から出てきて、日本の企業また個人も取らないといけないというふうに進んで、かなり高額な費用がアングロサクソンの系統に試験、資格としてともに行っているということがございます。とするならば、それこそもう一つ、JISOでもいいですけども、日本の環境規格というのをつくって、きちっと日本国内で認知されたものが国際的にも通用するというような形の動きも、逆の方向で一つあってもいいんじゃないかというふうには思っております、そういう方面からもまた検討いただければと思います。

と同時に、技術士を取らなくても業務は実態的にはできておるわけでございますけれども、特に最近、科学技術の部門でロケットの打ち上げ失敗とかさまざまな形で事故が起こっている。高額な費用が、ある意味では失敗するか成功するかによって生きるか死ぬかの予算措置になっていくわけでございますので、今回、倫理の問題をきちっと導入するということがございました。ですので、相次ぐ事故が今後、導入したのものによって改善される方向であるかどうかというのを大臣の方に聞かせていただければと思います。

国務大臣(中曽根弘文君) 昨年の秋には東海村でウラン加工施設の臨界事故がございました。また、文部、科学技術の関係ではロケットの打ち上げ失敗も連続してございまして、これらは原因を今究明中でありまして、またそれぞれ原因も異なるものであると思っておりますけれども、日本の科学技術の基盤の信頼性が著しく低下しているわけでありまして、国民の皆さんの安心とか安全とか、そういう面の確保という点からも非常にゆゆしき事態であると思っております。

〔理事岩瀬良三君退席、委員長着席〕

こういう事故については、再発防止策を確立することは当然でありますけれども、その際には、やはり技術者の倫理というものを、それをしっかりと教育し、また意欲の向上、そういうものも含めた対応をこれからしっかりと行っていかなければならないと思っております。

そして、安全な社会を構築するためには、学校レベルにおける各種のこういう倫理面での教育はもちろんのことでありますけれども、技術者だけでなく、国とか地方公共団体とか企業、あるいは国民みんながそれぞれこの倫理という問題についてともに協力をしながら、安全をさらに最優先する、そういう気風、そういうものを創造するいわゆる安全文化を育てていくということが大事であると思っております。

そういうために今後も国としても最善の努力を行っていきたいと思っておりますが、今回の技術士法の改正案では、技術士等が公共の安全や環境の保全等の公益を害することのないよう努めるべき責務を規定しておりまして、これは大変重要なことであると思っております。これらによりまして、技術士等が安全文化の醸成や定着に大いに寄与することを期待しているところでございます。

福本潤一君 終わります。

林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。

今までも技術士の活用ということがいろいろ言われておりますけれども、それでは現場ではどうなっているのかということなんですが、だれが技術士なのかかわからない、どうその職責を果たしているのか全く見えない、こういう現状だそうです。

今お話にもありましたけれども、ロケットの打ち上げで失敗ということが重なりましたけれども、ロケットの打ち上げに携わっているところを見ますと、宇宙開発事業団には技術士の方は三人いらっしゃるということなんですけれども、どういう部署でどんな仕事をしているのか、現場で聞いてみてもだれが技術士かわからないということなんだそうですね。

それからまた、日産自動車の宇宙開発部門ではかつて一名の技術士がいた。この方は役職にはついていなかったけれども、職制にも技術的な問題では指導している、大変職場でも尊敬もされていた、こういう方なんだそうですが、しかしこの方は現在退職をなさって、だれもいないわけですね。現場では、そんな資格を持っている人はここには来ないんじゃないかというような話になっているということをお聞きいたしました。

今回の法律は科学技術庁が所管しているわけですね。今までのこういう話を見ますと、科学技術庁が関係する最先端の技術分野で技術士がいない、いてもだれだかわからない、それなりの職責を果たしていないということなんだと思うわけですね。技術士がいたらロケットの打ち上げ失敗はなかっただろうと、そんな短絡的なものではないとは思いますが、しかし、そういうところに技術的にすぐれた技術者をきちんと配置する、技術士を配置する、そのことが非常に必要なことだと思うわけです。

ですから、今まで技術士法という技術士にかかわる法律を所管しながら、そういうところにきちんと配置をしてこなかった、活用してこなかった、その反省の弁はありますでしょうか。また、今後科学技術庁として、隗より始めよということがありますので、技術士の活用というのをどうするのか、そこをお聞きしたいと思います。

国務大臣(中曽根弘文君) 技術士という制度がありながらなかなか活用をされていなかったということが確かにあるかと思えます。

そういうところから今回、各国間で相互承認といえますか、国際的な整合性を確保して、お互いに技術士の資格というものをきちっと認定しながら国際間の技術交流あるいはビジネスをやっていくということ。またもう一つの大事なポイントは、良質の技術士の一層の育成を図るということございまして、委員御指摘の点につきましては、私どももある意味では反省をいたしております。

そういうところから今回、技術士法を改正し、国民の皆さんにもしっかりと認識をしてもらい、また産業界を初めとする各界で技術士の方を活用していただくということでございまして、今までこういう制度がありましたけれども、今後、今までの反省という意味も含めまして、これからこの制度の活用をお願いしよう、私たちも整備をし、また努力をしていこうと、そういうものでございます。

林紀子君 そういうふうには大いに技術士が活用されるということで技術士の大切さというのが国民の中にもわかっていくし、また若い方たちも大いに魅力を感じて受験しようと、それでふえていくという形になるんだと思うんですけども、今はその数をもっとふやすんだということが余りに前面に出ているために、現役の技術士の皆さんからは、粗製乱造と言っては非常に失礼ですけども、数だけふやせばいいの、技術士のレベルをダウンさせるものじゃないかという危惧の声が上がっているわけですね。

そこで、これは科学技術庁長官の方から、先ほどもお話がありましたが、この法改正によって技術士のレベルダウンにつながるものではないんだということをきちんと確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

国務大臣(中曽根弘文君) 私も、結論から先に申し上げますと、レベルダウンにはならないと思えます。

今回の法律改正は、国際的に通用する技術士の資格にすること、また、海外において日本の技術者がそういう技術士という資格を持って活躍することによって、海外からもその人の能力というものを正当に評価してもらおうということによって、より活躍ができるだろう、可能となるだろうということで改善を行っているわけでありまして、その中で具体的に試験の受験要件を改善することによりまして質の高い技術士の養成確保を図るのが、これが私は大きな目的であると思っております。

そして、技術士の資格というものが国民の皆さんにとって、あるいは技術者を目指す方々にとって魅力のあるものになる、そしてさらに、受験をしやすくすることから志望者の数もふえることを期待しておりますし、そういう中で、質を維持しながら数を増大させるということが可能である、私はそういうふうには思っておりまして、能力の水準が低下するとは考えておりません。

林紀子君 今、レベルダウンにはならないというはっきりしたお答えがあったので安心をしている

わけですけれども、しかしこういう心配というのは、根拠がなくて心配なさっているわけじゃないんです。

例えば、日本技術士会の梅田会長さんはこういうことをおっしゃっています。「二十一世紀において、我が国のベテランの技術士がグローバルな舞台で尊敬を受けながら活躍するためには、米英と同様に、一ランク上の資格を保有し得る制度を作っておく必要があります。この資格には、まず現在の技術士が該当し、次いで、新しく生れる技術士の中からも、何れ選抜されていくべきと考えます。」つまり、新しく生まれる技術士というのは今までよりも一ランク下になるんだということをこれはおっしゃっているんじゃないかなというふうに思うわけです。それからまた、大阪では副会長さんが、「旧技術士と新技術士のレベルは異なる。旧技術士を上級技術士としようとしたが無理だった」という発言をなさっているわけです。

そして、これはずっと前に話をされているんじゃないかと、三月四月の段階でこういう発言をされているということになりますと、ああやっぱり今までの技術士と違って、今回の試験で新しく技術士になるという方はレベルが下がるんじゃないかなと思うんですが、斉藤次官に今度はお伺いしたいと思います、レベルダウンにはならないんですね。

政務次官（斉藤鉄夫君） 結論から申し上げますと、レベルダウンにはなりません。

技術士審議会の議論、またパブリックコメントでもいろいろな議論がございました。しかし、先ほど大臣がお答え申し上げましたように、試験のレベルは全く下がるわけではございませんし、きつくなる部分もございます。ただ、たくさんの人に受けていただきたい、こういう措置を今回しているところでございます。

多分、その副会長さん、また会長さんがおっしゃっていることは、日本の技術士資格の中で欠けている部分がある、それは総合的なエンジニアリング、計画から最後のメンテナンスまですべてをマネジメントとして見る、総合的に見る、俯瞰して見る、そういう部門が欠けているのではないかと、そういうものをまた新たな部門として設けようという議論がございまして、そのことについておっしゃっているのではないかと思います。

技術士は下がりにません。

林紀子君 下がりにませんとお二人の方から保証をいただきましたけれども、実際にレベルダウンにならないという一番の担保というのは、やっぱりどういう試験をするかということにかかわってくるんだと思うんです。特に第二次試験、大変難しいということですが、今、第二次試験というのは論文というのが中心になっておりますね。

私も見せていただいたんですが、第二次試験、筆記試験で選択科目、必須科目、そして面接というのがあると。それで、その選択科目の試験というのはどういうふうにしてされるのかということを見せていただいたんですが、あなたが専門とする事項に関する技術分野で最も成果を上げたと考える業績一件を選び、次の項目に従って技術士の立場に立って述べよと、三時間にわたる論文のテストをするということなんですが、それは、業績は何か、実施の時期と期間は何か、あなたは業務の主要遂行者かどうかということも含めて役割はどのような役割を果たしたか、技術的内容はどのようなところが新規性があるのか、苦心した点は何か、特許、論文などを含む技術的成果は何か、コスト削減などを含む経済的成果は何か、現時点での評価は何か、それを八項目にわたって書けという論文、これは選択科目ですが、ということなんです。

私はこれを見て、本当に経験のある、自分がちゃんと仕事をなさってきた方だったらこのことについてはきちんと書けるなというふうに思ったんです。だけれども、経験のない方というのは、それを書こうと思っても中身がないということになるわけです。そして、その論文を書くということの中で思考力とか批判的な能力ということをどういうふう持っているかということもあわせてわかるということでは、この筆記試験というのは、そのレベルをきちんと担保しながら実力がわかるという大変いいものだなというのを思ったわけなんです。

ところが、これまた技術士会の専務理事さんが、「海外の技術者試験では択一マークシート式で幅広い知識を試す方法が一般的だ。この辺りは改善のポイントになるだろう。」という発言をなさっているということなんです。そうすると、大丈夫大丈夫だとおっしゃってくださったんですけども、これを取りやめてマークシート方式にするというのはやっぱりレベルダウンかなと思うんです。

あと、斉藤次官にお聞きしたいのは、面接の重要性というのを衆議院の場でもおっしゃっておりま

したけれども、やはりこういう論文に即してまた面接をするということも非常に大事なことだと思うんですが、その点はいかがでしょう。

政務次官（斉藤鉄夫君） 試験方法についてのお尋ねでございますが、今回、技術士法を改正いたしまして試験方法を改正いたします。

具体的内容については、今後、技術士審議会の指摘に従って取り決めていきたいと思っておりますけれども、今、林委員おっしゃった論文の重要性、これは変わるものではないと思っております、論文方式の出題をなくすということは考えておりません。択一式、それから論文式、それぞれの長所を考えながらより改善を図っていききたいと思っております。

それから、面接試験の重要性、論文との関連でこの面接試験も活用せよ、そういう御意見でございました。私自身、試験を受けまして、その面接試験のときに、論文で書いたことを一つ一つ、本当にこれは経験をしたことを書いているのか空想で書いているのかを厳しくチェックされました。そういうチェックは今後とも続けてまいります。

林紀子君 この高いレベルということは、今度の法改正で新たに加えられた倫理という面とも非常に大きく関係があると思います。技術的に高いレベルであって初めて職業倫理の発揮というのはできるんじゃないかと思うんです。

東海村のジェー・シー・オーのあの事故を考えてみましたら一番よくわかるわけですが、倫理ということを考える以前に、どういうことをやってどうしたら臨界に達するのかということさえ知らなかったわけです、実際に仕事をしている人たちは。だから、そういうことが認識されなければ倫理の発揮のしようもないということがあられるわけなので、職業倫理というのを今度の法改正でうたったからには、やはりきちんとした高いレベルということが必要だというふうに思うわけです。

あと一点お伺いしたいところがあるわけですが、それは、マネジメントということはこの技術士に求められているということで、これはゼネコンの方の要請ということで大きくうたわれているわけですが、専門的な技術者よりも監理的技術者を評価する、そういう方向になっているんじゃないかと思うんです。

しかし、これが果たして技術力を強化するということになるのか。マネジメントや組織掌握というものは経営の立場からの視点で、技術とは異質なものだと思うんです。合理化や効率化を追求することになる。そうしますと、真に安全な施工とか優良な品質を確保することとどうしても矛盾してくる部分があるんじゃないか。やっぱり技術士というのは、安全、倫理、そういうものを含めた高いレベルの技術ということが本来の姿ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

政務次官（斉藤鉄夫君） 最近、技術は大変総合化、複雑化、大規模化してきております。これらに適切に対処するためには、安全性向上、経済性向上の両立を目指さなくてはいけないわけですが、そういう面で監理というのは非常に技術的にも重要になってきております。

例えば大型航空機等は、一つ一つの部品を見れば全部日本製だけれども、その日本製のものを全部総合化して一つの航空機をつくるという技術は日本にはない、全部それはアメリカに持っていかれている、こういう現状がございます。その一つ一つの優秀な要素技術を組み合わせると一つの優秀な大型構造物をつくるのも、これも一つの技術でございまして、その部分が足りないのをそこを強化していかうというのが、今回、マネジメントという新しい部門をつくっていかうという動機でございまして。決して一つ一つの要素技術を軽視するということではございませんので、ぜひ御理解を賜りたいと思っております。

日下部禧代子君 社会民主党の日下部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

技術士は、科学技術の応用面に携わる技術者にとって最も権威ある国家資格というふうに言われておりますが、一九五七年に創設されてから四十年余り経過した今日、その人数は約四万人でございます。この数は、アメリカのプロフェッショナルエンジニアが約四十一万人、それからイギリスのチャータードエンジニアというのが二十万人という数に比べますと、決して多いとは言えないと思うんです。

そしてさらに、社会的な認知ということにおきまして、斉藤政務次官が技術士の資格をお持ちでいらっしゃるということは今回の質疑を通じまして初めて私は知ったようなわけで、申しわけござい

ませんでした。そのほかに、参議院にお二人技術士の資格を持った議員がいらっしゃるということで、これも今回の質疑を通して私は知り得たことでございます。大臣、御存じなかったのですか。野沢先生とそれから坂野先生というお二人がいらっしゃるそうでございます。

しかしながら、なかなか一般的に社会的認知度というのは高かったとは言いがたいというふうに言えると思うんですね。その原因をどのように分析なさっていらっしゃいますでしょうか。

国務大臣（中曽根弘文君） 委員御指摘のとおり、我が国におきましては、技術士の数も少のうございますし、それから社会的な認知も進んでいないというのが現状であります。一部の部門を除きまして、先ほどお話ありました建設関係の部門などが活発に活用されている部門ではないかと思えますが、この技術士資格の公的活用が進んでいないということによりまして、技術士資格が技術者全般にとりまして魅力に乏しいものになっているということが一つ。それから、日本は会社等の組織としての技術力を重視する傾向がある。そういうところから、個人の能力を評価し、また資格を付与する技術士制度が必ずしも十分に普及をしなかったものと思っております。

今回の法律改正を機会といたしまして、技術士資格の有用性等についての社会的な認識をさらに高める、増進するということが非常に重要と思っております。関係の省庁とか産業界あるいは国民の皆さん、広く全般にこの技術士制度についてPRをし、また活用されるように私ども努力していきたいと思っております。

日下部禰代子君 技術士審議会の報告が平成十二年に出されておりますけれども、そこで、技術士の資格取得の動機を付与することが効果的であるというふうな報告に出しております。

そしてまた、大臣も今、魅力あるものとするというふうにおっしゃってございましたけれども、具体的にどのような動機づけ、どのようなことで魅力あるものになさるか、具体的におっしゃっていただきたいと存じます。

国務大臣（中曽根弘文君） 今回の改正は、国際的な相互承認に備えた規定を整備して、そして技術士が海外でもどんどん活躍できるようにしようということが一つであります。そのためにこの試験制度の改善を行うこととしているわけですが、これによりまして多くの学生たちがこの技術士を目指すという方向になればと、そういうふうにも期待をしているところでございます。

そして、この技術士の資格が広く今後活用されるためには、他の業務独占資格やまた必置資格との連携を拡大することが有効であると考えておりました。関係省庁の協力を今後求めてまいりたいと思っております。

また、技術士資格自体を業務独占資格あるいは必置資格とすべきではないかということにつきましては、技術士は広範な技術分野で計画とか設計とか研究、またこれらについての指導など、いろいろな形で活動が期待されておりますので、これらの活動を一律に業務独占するということについては必ずしも適当ではないと思っております。むしろ、技術士は高等の専門的応用能力が必要とされる業務でありますので、その能力を保証された技術者として幅広く活用されるということが適当であると思っております。

日下部禰代子君 今、技術士資格というのは名称独占であるということの、なぜかというようなことをおっしゃったと思いますが、やはりこれは業務独占とするいろいろな問題が出てくるのでございましょうか。その点、もう少し詳しくお答えをいただきたいと思えます。

国務大臣（中曽根弘文君） 今申し上げましたけれども、この技術士というのは、例えば医師とかそういう名称は、まさに医師の国家試験を受けて医療を行うということで、限定された分野での業務独占資格であると思うんですけれども、技術士は非常に広範な技術の分野で設計とか計画とか研究とか指導とかいろいろ行うわけでありまして、さっきも申し上げましたけれども、業務独占とすることについては必ずしも適当ではないのではないか、そういうふうな思っているところでございます。

日下部禰代子君 さて、この技術士資格の公的活用ということが今回の法改正の目的の一つだろうと思うんですが、科技厅関係でございまして、技術士資格があれば取得できる資格として、原子力施設溶接検査員、それから廃棄確認員という資格がございまして、今回の法改正によりまして、他の省

庁に率先してこの技術士資格があれば取得できる資格をもう少し拡大すべきだというふうに思うわけですが、当然なさると思いますが、例えばどのような資格が拡大されるということになるでしょうか。

国務大臣（中曽根弘文君） 科学技術庁として今後、この技術士制度、また技術士の活用を積極的に行っていきたいとまず思っております。そして、今までも科学技術庁関係では、技術士が、原子炉等規制法における指定検査機関などの溶接検査員や廃棄確認員となる道を開いているところでございます。

また、昨年度の科学技術庁の政府調達に際しましては、事業者の技術的能力が調達案件の機能を左右するようなものにつきましては、事業者の能力を判断するためにこの技術士資格を活用してきたところでございまして、今後も広範な技術分野において技術士の活用が一層行われるように努めていきたい、そういうふうに思っております。

日下部禰代子君 じゃ、今まだ具体的なことは考えられていないというふうにとってよろしいわけですね。

政務次官（斉藤鉄夫君） 先ほど大臣が御答弁申し上げました事業者の技術的能力の調達案件ということにつきましては、例えばいろいろな文書交換システム、文書管理システム等情報関連につきましては、この情報分野の技術士の資格を持った企業であること等の新しい規定を設けたところでございます。

日下部禰代子君 特にこれから廃棄物の処理とか、あるいは環境ということで他の省庁への働きかけということも科技庁としてなさるだろうと思いますが、それは具体的にどのようなことを考えていらっしゃるでしょうか。

政務次官（斉藤鉄夫君） 先ほど福本委員の質問にもお答え申し上げましたが、例えば環境分野につきましては環境分野の技術士が活用されるよう環境庁に働きかけて、今現実にありますし、また、これまでも他の省庁が管轄しております技術士との相互乗り入れについても申し入れてきたところでございますが、今回の改正を契機にまたより一層努力していきたいと思っております。

日下部禰代子君 国際的に活躍する機会が拡大するということは、これはまた一つの資格取得のインセンティブになるだろうというふうに思います。

その際に、やはり国際的に認知されるためには、その技術士という名称の英文表示というのもこれは大切なことではないかなというふうに思うわけですね。技術士という日本語が本当に通用してしまえばそれは一番いいことかもわかりませんが、現在としては、やはりグローバルに通用するとなると英文ではないかと思うわけですが、その統一した英文表示に関しては今日本にございますか、それともこれからこの法改正を機会にいたしまして変えていこうとなさっていらっしゃいますでしょうか。

国務大臣（中曽根弘文君） 技術士の呼称につきましては、法律上要求されているものではありませんけれども、これは国際的にわかるものであることが当然好ましいわけでありまして、そして、今国際的な相互承認の具体化の検討を行っているわけでありまして、海外でのこの技術士資格の認知とか周知を増進させるためには、名前というものは非常に重要と思っております。

この英語での呼称につきましては、技術士審議会が、アメリカを初め技術士に相当する海外の資格との整合性も考慮しましてプロフェッショナルエンジニアとすることを含めた報告書案をまとめて国民の御意見を求めたところでございますけれども、これに対しましては賛否両論の御意見がございました。

各国の名称、呼称を見てもみますと、イギリスはチャータードエンジニア、オーストラリアはチャータードプロフェッショナルエンジニア、アメリカはプロフェッショナルエンジニアということで、国によって違いますけれども、この技術士資格というのは、先ほどからも御意見ございますように、高い職業倫理を備えて、そして知識も十分に持っている、経験も持っている、そして自立して業務を行

える本当にプロフェッショナルな、専門的な職業としての資格であります。そういうことから外国の相当する資格との整合性を考慮しますと、プロフェッショナルエンジニアで問題はないかなと考えておりますけれども、今後さらにいろんな関係の方々の御意見も参考にしながら、できるだけ早期に英語の呼称を決定できるように努めていきたいと思っております。

日下部禧代子君 やはり国際的に活躍するということは、もうその名称ですぐに認知される、社会的に認知されるということは非常に必要なことだと思います。したがって、それは国によってさまざまございますけれども、やはり日本語、そして英語の表示というのをぜひとも考えていただきたいなというふうに思います。

ところで、今回の法改正におきまして、技術士の責務といたしまして、公益確保の責務、すなわち職業倫理に関する規定が追加されたわけでございます。この技術士法の第四十五条、「技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。」というふうに規定されているわけですが、技術士が、職務上、企業の活動が公益を害するおそれがあるというようなことを知った場合にどういうふうにするのか。これは大変にやはり難しい局面に個人として直面するのではないかなというふうに思うわけですね。もし正当な理由として認められたものであったとしても、企業がそのために解雇したりする、つまり企業の求める経済効率性と矛盾する場合もあるかもわからない。

こういった場合に、今回は技術士の責務ということは規定されたわけですが、個人として活躍なさるといふことのほかに、企業の一員として活躍なさるといふこともあるわけですが、そうした場合に、企業に対しての責務ということに関してはどのようにとらえていらっしゃるでしょうか。

国務大臣（中曽根弘文君） 技術士というのは、業務の性質上、企業などの技術上あるいは経営上の秘密を容易に知り得る立場にもあります。例えばコンサルタント等の技術士などの場合はその典型的な例だと思いますけれども、そういうことから、技術士法の第四十五条で、正当の理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしたりあるいは盗用してはならないというふうな義務を規定しているものであります。

正当の理由ということについてちょっと申し上げますと、一つは、その秘密を持つ本人の許諾を得ている、これは正当の理由だと思いますし、もう一つは、法令に基づいて国から徴取を受けたりする場合、これもそういうものに当たるのではないかなと思っております。したがって、業務上知り得た経営上とか技術上の秘密というものを、他の競合する企業に漏らしたり、また許諾なしに活用して他の企業を指導したりするということは、当然これは秘密保持義務違反となります。

職業倫理の観点から申し上げますと、この技術士法改正は、やはり公益確保の責務というものをはっきりと今回明示をしているわけでありまして、企業活動については基本的に、それぞれの事業の性格に応じて、必要があれば当該事業に対する所要の規制を通じて対処すべきものである、というふうに思っております。

また、技術士が公益確保の責務を適切に遂行したということをもちまして、所属する会社がその技術士に対して解雇とかその他不利益な処分を科すということは、権利の乱用として当然認められないものと、そういうふうに考えているわけでございます。

日下部禧代子君 終わります。

委員長（佐藤泰三君） 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐藤泰三君） 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。技術士法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（佐藤泰三君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐藤泰三君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。